

第571回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和7年9月19日（金）

午前10時から

場所 茨城県土浦合同庁舎 本庁舎

第1会議室

茨城県土浦市真鍋5-17-26

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議長の選出

4 出席委員数の報告

5 議事録署名人の選出

6 議 題 等

（1）いさざ・ごろひき網漁業許可の状況と操業期間の見直しについて【協議】

（2）うなぎ筒漁業に係る規制について【協議】

（3）委員会指示違反者に対する処分について【協議】

（4）全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について【報告】

（5）トロール漁の漁模様について【報告】

（6）その他

7 閉 会

いさざ・ごろひき網漁業 (横ひき) 許可の状況について

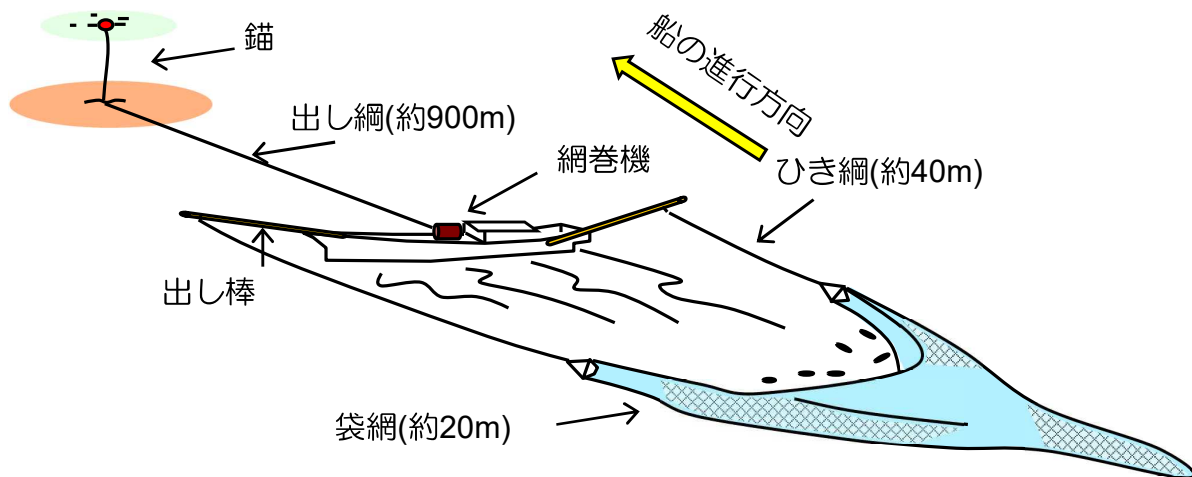


茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所
漁業調整課

1

いさざ・ごろひき網漁業 (横ひき) 許可の状況について

1. 概要



漁獲対象：イサザアミ、ハゼ類（ゴロ）

操業期間：3月1日～翌年1月20日

休漁日：水曜日、日曜日

操業区域：全域（禁止区域を除く）

操業方法：船の横に網を入れ、船上のウインチの力で反対側に伸ばした網を巻いて網を曳く。



イサザアミ



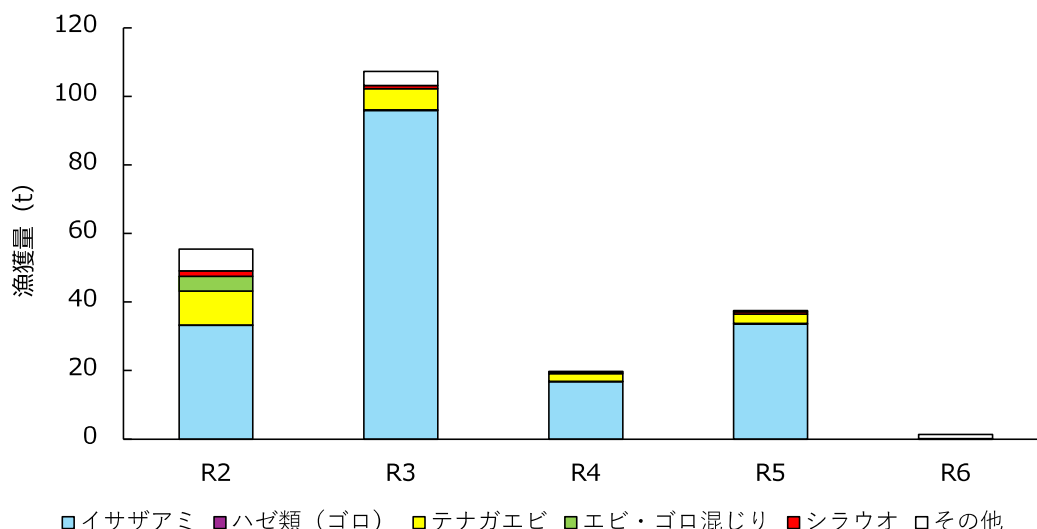
ハゼ類（ゴロ）

2

いさざ・ごろひき網漁業（横ひき）許可の状況について

2. 漁獲量

＜横ひきの魚種別漁獲量（霞ヶ浦）＞ ※操業日誌を基に作成



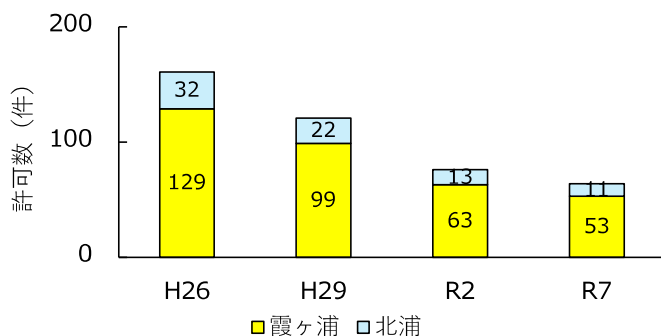
- ・漁獲量は減少傾向にある。
- ・イサザアミが主対象であり、横ひきの年間漁獲量を左右している。
- ・次いでテナガエビ、シラウオが漁獲されている一方、ハゼ類（ゴロ）はほとんど漁獲されていない。
- ・北浦はイサザアミ等の不漁により、漁獲量は極めて少ない。

3

いさざ・ごろひき網漁業（横ひき）許可の状況について

3. 許可数

＜一斉更新時の許可数推移＞ ※R7は8月末時点



- ・霞ヶ浦と北浦の両方において、許可数は減少傾向にある。
- ・R7現在の許可数は、H26の4割程度。

＜許可期間満了（R8.2.28）に伴う許可数の増減見込＞

区域	漁協	現在の許可数 (R7.8.31)	廃業 予定者数	新規 希望者数	許可更新 希望者数
霞ヶ浦	霞ヶ浦	31	7	0	24
	麻生	22	2	0	20
北浦	きたうら広域	6	0	0	6
	潮来	5	2	0	3
	常陸川	0	0	0	0
計		64	11	0	53

- ・8月に、各漁協を通して許可更新の希望状況に関する調査を実施。
- ・許可受有者の8割程度が許可の更新を希望。

4

いさざ・ごろひき網漁業（横ひき） 許可の操業期間の見直しについて



茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所
漁業調整課

1

横ひき許可一斉更新に向けた県の考え方

<目的>

- シラウオ資源の更なる保護

<背景>

- 横ひきの漁獲対象はイサザアミ・ゴロを想定しているが、近年、横ひきでのシラウオの漁獲・混獲が見られる。
- 従来漁獲されてきた主要資源の不漁が続く霞ヶ浦北浦において、霞ヶ浦のシラウオは水揚げが比較的安定している唯一の資源。
- 3月はシラウオの産卵期であり既に禁漁期となっているが、産卵親魚の保護と採捕禁止の徹底が必要。

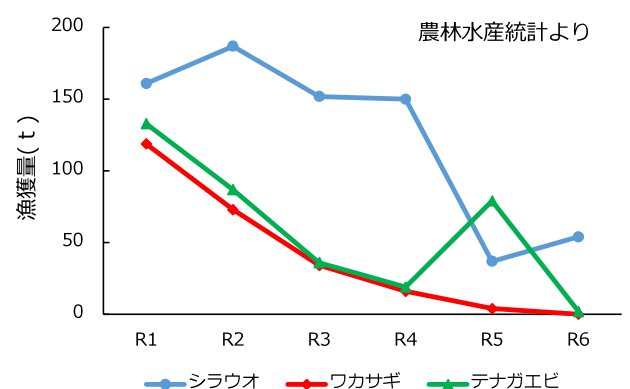
<変更点>

- 制限措置で定める操業期間から3月を除外する。

現行：3/1～翌年1/20 → 見直し後：4/1～翌年1/20

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
現 行	↔		←	→	→	→	→	→	→	→	→	→
見直し後	↔		(除外)	←	→	→	→	→	→	→	→	→

<霞ヶ浦北浦主要資源の漁獲量推移>



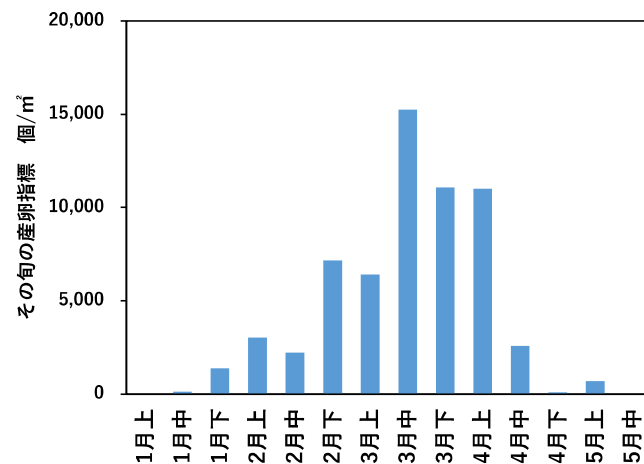
2

3月を除外する必要性（1）

○シラウオの産卵期

- R6に、内水支がシラウオの産卵場調査（稲敷市浮島地先）を実施。
- 調査の結果、シラウオの産卵は主に2月下旬から4月上旬にかけて行われ、ピークは3月であった。

＜R6浮島地先のシラウオ推定産卵時期＞



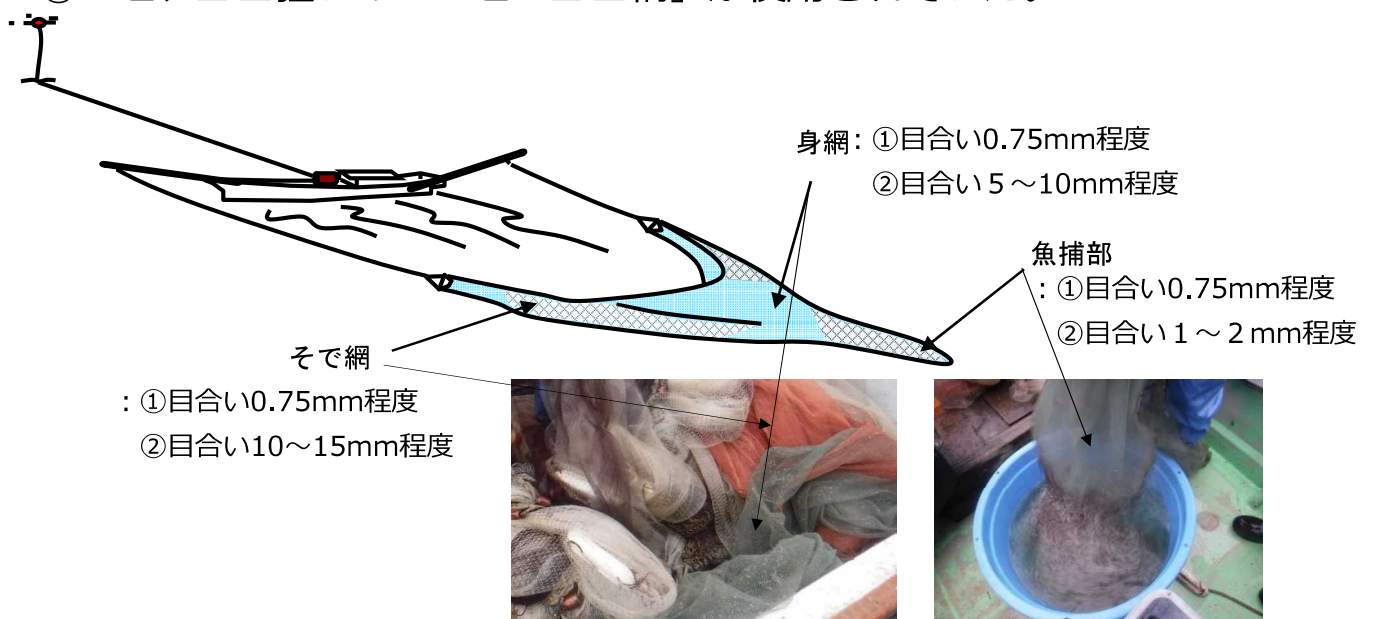
現行のシラウオ禁漁期（3月）の設定は妥当であり、資源保護のために、この間の採捕禁止を徹底する必要がある。

3

3月を除外する必要性（2）

○横ひきの操業に使われる網について

- 横ひきの操業で普段使用している網について調査を行った。
- 網は大きく分けて2種類、①イサザアミ狙いの「イサザアミ網」と②エビ、ゴロ狙いの「エビ・ゴロ網」が使用されていた。



目合いが細かく、シラウオが獲れる（混獲される）。

4

3月を除外する必要性（3）

○シラウオの混獲

- 冬季の横ひきの操業実態を調査するため、令和5年1月に水事及び内水支職員が乗船し、操業の様子を確認した。
- テナガエビ狙いの網を使用したところ、漁獲物は以下のとおりであった。

<前網（目合大）> ・ワカサギ 25尾 ・アメリカナマズ 5尾 ・フナ 5尾 ・ダントウボウ等 13尾	
<後網（目合小）> ・シラウオ 約8kg（90%以上） ・ゴロ 数尾 ・テナガエビ 数匹 ・イサザアミ 約0.5kg	

網に入ったシラウオ

冬春季の横ひき操業ではシラウオの混獲を避けられない。

5

3月を除外する必要性（4）

○シラウオの魚体の脆弱性

- 横ひきでシラウオを採捕することによる魚体への影響を調べるため、シラウオの飼育経験がある「アクアワールド茨城県大洗水族館」と「島根県立宍道湖自然館ゴビウス」に聞き取り調査を実施した。

	大洗水族館	ゴビウス
シラウオを扱う際に気を付けていること	網ですくうと擦れてへい死する可能性があるので、短時間で柄杓で水ごとすくっている。	網擦れに弱いので、できるだけ短時間で水ごとすくい、移送している。
混獲後の再放流について	再放流しても、生残は期待できないと思われる。	実証したことはないが、弱らないように、空気中に取り上げないように努めている。
曳網による影響について	強い水流に巻き込まれると、生残に影響がある可能性がある。	わからない。

- これまで内水支でも4回、容器で水ごとすくう方法(上記水族館と同様)で採捕を試みたが、採捕日に約半数、翌日までに全数がへい死した。
 - シラウオの魚体は脆弱であり、混獲後に再放流しても生残は期待できない。
 - 網擦れは当然として、曳網を伴う操業自体が産卵期のシラウオ生残に悪影響を及ぼす可能性がある。

6

3月を除外する必要性（5）

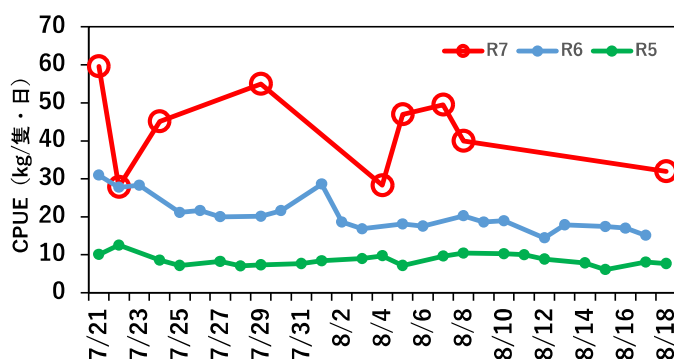
○業界における横ひきによる混獲可能性の認識

- ・ 漁業者と漁協においても、3月に横ひきを操業すればシラウオの混獲が避けられないとの認識があることから、R6及びR7は霞ヶ浦・麻生漁協が3月中の横ひき操業を自粛（北浦は不漁のため休漁状態）。

○3月の横ひき操業自粛の効果

- ・ 霞ヶ浦のシラウオは減少傾向にあったものの、R6及びR7はそれぞれ前年よりも漁獲（資源）状況が上向いていることから、3月中の操業自粛が産卵親魚の保護徹底に寄与しているものと考えられる。

<霞ヶ浦地区トロール1隻あたりのシラウオ平均漁獲量>



※R5～R6：漁獲実績報告に基づく集計
R7：漁模様聴取による速報値

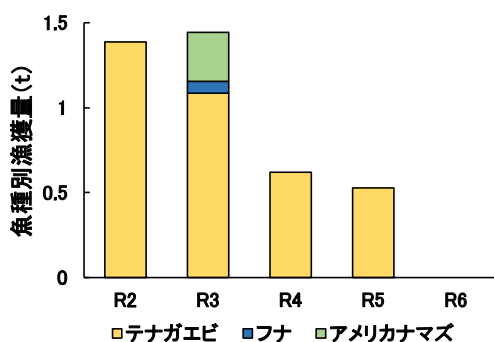
3月の操業自粛が効果を上げている。

7

3月を除外する必要性（6）

○3月を除外した場合における漁家経営への影響（霞ヶ浦地区の操業日誌を基に作成）

<3月の横ひき魚種別漁獲量>



<3月の横ひきによる水揚高等>

	R2	R3	R4	R5	R6
推定水揚げ高 (万円)	70	50	22	24	0
出漁者数 (人)	10	10	4	4	0
1人当たり 推定水揚げ高 (万円)	7	5	5.5	6	0

- ・ 3月横ひきの漁獲主対象はテナガエビ
- ⇒ シラウオが混獲される。

- ・ 6月のイサザアミ盛期における操業者数20名程度に対し、近年の3月の操業者数は最大10名程度。
- ・ 全員がトロール漁業（によるシラウオ漁獲）を主体としている

- ・ 近年の3月の横ひき操業は補完的な営漁であり、操業実績及び水揚げ高は少ない。
- ・ その年の夏以降のトロール漁業等を支えているシラウオ資源の保護徹底は、横ひき漁業者を含む霞ヶ浦北浦の漁業者全体の利益となる。

8

まとめ

いさざ・ごろひき網漁業（横ひき）操業期間の見直しについて

- ・現在の霞ヶ浦の漁業・水産業はシラウオが支えており、更なる資源保護のため、産卵期（禁漁期）の3月における採捕禁止の徹底が必須。
- ・3月の横ひき操業についてはシラウオの混獲等が避けがたく、シラウオ資源への悪影響がある。
- ・その年の夏以降のトロール漁業等を支えているシラウオ資源の保護徹底は、横ひき漁業者を含む霞ヶ浦北浦の漁業者全体の利益となる。

次回一斉更新（R8.2）において、制限措置で定める操業期間から3月を除外する方向で検討を進める。
（本委員会後、随時各漁協等に個別説明を実施）

うなぎ筒漁業に係る規制について

うなぎ筒漁業の承認漁業化に係る うなぎ筒漁業代表者会議の結果

霞ヶ浦北浦水産事務所 漁業調整課

1

(1)委員会指示によるうなぎ筒漁業の承認漁業化について

- 令和 7 年 7 月の霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会において、うなぎ筒漁業制度化（委員会指示による承認漁業化）の素案を提示
- 素案において、操業区域、うなぎ筒の本数制限、ウナギの全長制限等については、検討中の段階であり、今後、関係漁協の代表者の意見を踏まえて案に反映させることとしていた



8月に霞ヶ浦地区・北浦地区でうなぎ筒漁業代表者会議を開催し、各地区で合意形成ができたので、今回、結果を報告

2

(2)-1霞ヶ浦地区でのうなぎ筒漁業代表者会議結果（8/27実施）

操業区域	・個人の帰属する地先（第2種共同漁業権漁場内）（※）＋沖合域 ※地先についてはより細分化することも想定し、各漁協で検討中 ・他の漁業の操業を妨げない条件を付ける
筒の本数制限・数え方	・500束以内/ 1 承認あたり ・1 束あたりの筒は3本以内とする
ウナギの全長制限	・努力目標として全長40cm以下の個体は放流する（委員会指示には組み込まない）
その他	・実績報告義務化や承認番号の漁具への記載、他の船舶の航行妨害禁止等については異論なし

3

(2)-2北浦地区でのうなぎ筒漁業代表者会議結果（8/21実施）

操業区域	・個人の帰属する地先（第2種共同漁業権漁場内）＋沖合域 ・トロール期間中のトロール漁場での操業は不可とする
筒の本数制限・数え方	・500束以内/ 1 承認あたり ・1 束あたりの筒は3本以内とする
ウナギの全長制限	・努力目標として全長40cm以下の個体は放流する（委員会指示には組み込まない）
その他	・実績報告義務化や承認番号の漁具への記載、他の船舶の航行妨害禁止等については異論なし



うなぎ筒漁業代表者会議の結果を踏まえ、委員会指示案（資料2-2）を作成

4

(3)今後のスケジュール

予定	2025(令和7)年						2026(令和8)年			
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
委員会(素案提示)	↔									
関係者調整		↔								
委員会(本日)			↔							
委員会(協議)					↔					
全体向け説明会					↔					
周知・募集期間						↔	↔			
						(県報登載後)				
承認手続き								↔		
制度化開始										↔

指 示

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会指示第〇号

霞ヶ浦北浦海区におけるうなぎの採捕を目的とするうなぎ筒漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 7 年 11 月〇日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会
会 長 鈴 木 幸 雄

（定義）

- 1 この指示において、うなぎ筒漁業とは、うなぎ筒（縄を結着させた筒状の物全般）を用いて、うなぎ等を採捕する漁業をいう。

（操業の承認）

- 2 霞ヶ浦北浦海区において、うなぎ筒漁業（以下「本漁業」という。）を操業しようとする者は、令和 8 年 2 月末日までに別に定める取扱要領により霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は教育実習のために行う場合であつて、委員会が適当と認めた場合は、この限りでない。

（承認対象者）

- 3 承認の対象となる者は、委員会が特に認めた者とする。

（承認数）

- 4 承認数は次の各号を上限とする。

- | | |
|--------------------|---------|
| (1) 霞ヶ浦で操業する者 | 1 5 3 人 |
| (2) 北浦及び外浪逆浦で操業する者 | 7 0 人 |

（操業区域）

- 5 霞ヶ浦又は北浦及び外浪逆浦

（操業期間）

- 6 本漁業の操業期間は、4 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

（制限又は条件）

- 7 本漁業の制限又は条件は次のとおりとする。

- (1) 操業禁止区域

別に定める区域（承認を受けた者が帰属する地先漁場）を除く第2種共同漁業権漁場で操業してはならない。

(2) うなぎ筒の設置上限数

使用するうなぎ筒の数量は500束以内（1束で用いるうなぎ筒の本数は3本以内）とする。

(3) うなぎ筒の設置の禁止

ア．他の船舶の航行及び操業を妨げるように漁具を設置してはならない。

イ．他者の漁具又は養殖施設若しくは陸上の構造物等に断りなく漁具を設置してはならない。

(4) 承認番号の表示

本漁業の操業に際しては、漁具の端のボンデン又はウキ等に承認番号を表示しなければならない。

(5) 承認証の携帯

本漁業の操業に際しては、当該承認証を携帯しなければならない。

(漁獲実績報告書の提出)

8 本漁業の承認を受けた者は、操業終了後速やかに漁獲実績を委員会に報告しなければならない。

(承認の取り消し)

9 この指示に違反したと認められる場合又は実績報告がない場合若しくは実績報告に虚偽の記載が認められた場合には、承認の取り消し又は次回以降の承認をしない措置をとることがある。

(指示の有効期間)

10 この指示の有効期間は、令和8年4月1日から12月31日までとする。

(取扱の細目)

11 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、別に定める取扱要領による。

うなぎ簡漁業委員会指示取扱要領

令和 年 月 日付け霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会指示第 号によるうなぎ簡漁業の委員会指示に基づく承認に関する取扱要領は、次のとおりとする。

(承認の優先順位)

1 承認に当たっては、以下の者を優先する。

- (1) 申請日時点で霞ヶ浦北浦海区において漁業協同組合からうなぎ簡漁業（自由漁業）の承認を受けている者
- (2) 前号に掲げる者以外の者で、申請日前3年間に霞ヶ浦北浦海区において漁業協同組合からうなぎ簡漁業（自由漁業）の承認を受けていた者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者で、所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
- (4) 前3号に掲げる者以外の者

(申請書の提出)

2 うなぎ簡漁業に係る操業の承認を受けようとする者は、うなぎ簡漁業操業承認申請書（別記様式第1号）と適格性に関する誓約書（別記様式第2号）を委員会に提出しなければならない。なお、その者が漁業協同組合に所属している場合には、当該組合はうなぎ簡漁業操業承認申請書を一括取りまとめのうえ、うなぎ簡漁業操業承認申請総括表（別記様式第3号）と副申書を添えて委員会に提出しなければならない。

うなぎ簡漁業操業承認申請書の受理期間は、令和8年1月31日までとする。

(承認証の交付)

3 委員会が承認したときは、うなぎ簡漁業操業承認証（別記様式第4号）を申請者に交付する。

(承認証の書換交付)

4 うなぎ簡漁業操業承認証の記載事項（氏名を除く）に変更を生じたときは、遅滞なくうなぎ簡漁業操業承認証書換交付申請書（別記様式第5号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

5 うなぎ簡漁業操業承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なくうなぎ簡漁業操業承認証再交付申請書（別記様式第6号）を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

(操業区域における霞ヶ浦と北浦及び外浪逆浦の境界)

6 霞ヶ浦は潮来市上戸地先以西、北浦及び外浪逆浦は潮来市潮来地先以东とする。

(帰属する地先漁場)

7 委員会指示第7の(1)の別に定める区域（承認を受けた者が帰属する地先漁場）は、別表で定める区域のいずれかとする。

(承認番号の表示)

8 委員会指示第7の(4)に規定する承認番号の様式は、別記様式第7号とする。

(漁獲実績報告書)

9 委員会指示第8に規定する漁獲実績報告書の様式は、別記様式第8号とする。なお、その者が漁業協同組合に所属している場合には、当該組合は一括取りまとめのうえ委員会へ翌年の3月31日までに提出しなければならない。この場合、当該漁業の漁獲実績の別記様式第8号への記載は、知事許可漁業に係る資源管理の状況等の報告（操業日誌）への記載に代えることができるものとする。

様式第1号

うなぎ筒漁業操業承認申請書

令和 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名

委員会指示に基づくうなぎ筒漁業の承認を受けたいので、申請いたします。

記

1 操業区域

ア. 水域（いずれかに○をつけること。）

霞ヶ浦 / 北浦及び外浪逆浦

イ. 帰属する地先漁場（括弧内に自身が帰属する第2種共同漁業権漁場の番号を記載すること。）

霞北共第（ ）号

2 うなぎ筒漁業（自由漁業）承認の有無（いずれかに○をつけること。）

有（現在承認を受けている） / 無（申請日前過去3年間に承認を受けていた） / 無

様式第2号

適 格 性 に 関 す る 誓 約 書

令和 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名

私は、うなぎ筒漁業の操業承認申請を行うにあたり、以下の事項について誓約します。

記

- 1 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）ではありません。
- 2 私は、暴力団員等がその事業活動を支配する者ではありません。
- 3 制限又は条件を遵守し、操業終了後は、遅滞なく漁獲実績報告書を委員会に報告します。

様式第3号

うなぎ筒漁業操業承認申請総括表

漁業協同組合

整理 番号	申請者		うなぎ筒漁業（自由漁業） 承認の有無 （○印をつけること）	
	住 所	氏 名	現在の 承認	申請日前 過去3年間の承認

㊦第〇〇〇号

う な ぎ 筒 漁 業 操 業 承 認 証

住 所	
氏 名	
操 業 区 域	霞ヶ浦／北浦及び外浪逆浦
承認有効期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
制限又は条件	(1) 霞北共第〇号／霞北共第〇号のうち裏面に定める区域を除く第2種共同漁業権漁場で操業してはならない。 (2) 使用するうなぎ筒の数量は500束以内(1束で用いるうなぎ筒の本数は3本以内)とする。 (3) 他の船舶の航行及び操業を妨げるように漁具を設置してはならない。 (4) 他者の漁具又は養殖施設若しくは陸上の構造物等に断りなく漁具を設置してはならない。 (5) 本漁業の操業に際しては、漁具の端のボンデン又はウキ等に裏面のとおり承認番号を表示しなければならない。 (6) 本漁業の操業に際しては、当該承認証を携帯しなければならない。
令和 年 月 日	霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会 会 長 鈴 木 幸 雄

様式4号裏面

作業区域（地先漁場）



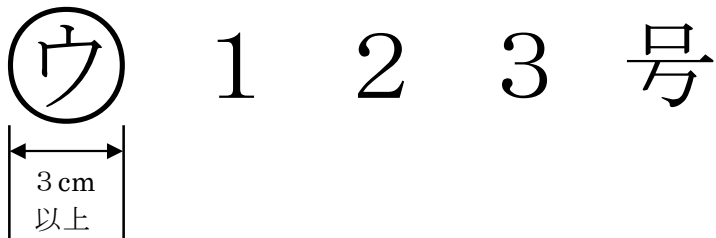
承認番号の表示

㊦ 第〇〇〇号

備考 各文字及び数字（承認番号）は次により明瞭に表示すること。

- 1 文字及び数字の大きさは3センチメートル以上とすること。
- 2 〇〇〇の部分には、承認番号を表示すること。

<表示例>



令和 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名

うなぎ筒漁業操業承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に、下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請いたします。

記

1 変更内容

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換しようとする理由

令和 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名

うなぎ筒漁業操業承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 亡失（き損）の理由

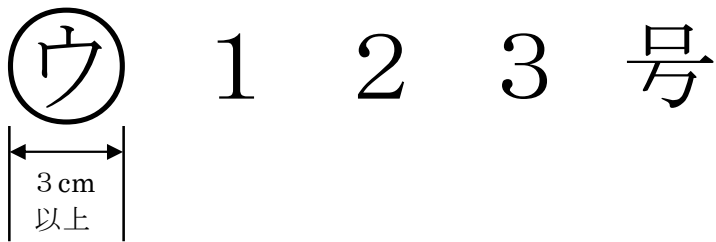
様式第7号
承認番号の表示

㊦第〇〇〇号

備考 各文字及び数字（承認番号）は次により明瞭に表示すること。

- 1 文字及び数字の大きさは3センチメートル以上とすること。
- 2 〇〇〇の部分には、承認番号を表示すること。

<表示例>



令和 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名

うなぎ筒漁業漁獲実績報告書

操 業 状 況

水 揚 日	筒 の 数 量 (束 数)	う な ぎ 尾 数	う な ぎ 重 量	備 考
月 日	束 (1束あたり 本)	尾	kg	

4月～ 12月計				

注 霞ヶ浦北浦海区における操業について、4月分から12月分までの日別に集計した合計数を記載すること。

販売したもの以外（自家消費等）についても記載すること。

別表

番号	区域（地先漁場）
1	霞北共第1号 第2種共同漁業権漁場
2	霞北共第2号 第2種共同漁業権漁場
3	霞北共第3号 第2種共同漁業権漁場
4	霞北共第4号 第2種共同漁業権漁場
5	霞北共第5号 第2種共同漁業権漁場
6	霞北共第6号 第2種共同漁業権漁場
7	霞北共第7号 第2種共同漁業権漁場
8	霞北共第8号 第2種共同漁業権漁場
9	霞北共第9号 第2種共同漁業権漁場
10	霞北共第10号 第2種共同漁業権漁場
11	霞北共第11号 第2種共同漁業権漁場
12	霞北共第12号 第2種共同漁業権漁場
13	霞北共第13号 第2種共同漁業権漁場
14	霞北共第14号 第2種共同漁業権漁場
15	霞北共第15号 第2種共同漁業権漁場
16	霞北共第16号 第2種共同漁業権漁場
17	霞北共第17号 第2種共同漁業権漁場
18	霞北共第18号 第2種共同漁業権漁場

※区域（地先漁場）を細分化する場合の記載例

番号	区域（地先漁場）
X－1	霞北共第X号 第2種共同漁業権漁場のうち ○○、○○、○○及び○○の各点を結んだ線と ○○市湖岸とによって囲まれた線
X－2	霞北共第X号 第2種共同漁業権漁場のうち △△、△△、△△及び△△の各点を結んだ線と △△市湖岸とによって囲まれた線

委員会指示違反者に対する処分について

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局

1. 処分方針の制定理由

現在、霞ヶ浦北浦海区における委員会指示は、落とし網漁業に関する指示のみであるが、新たに、うなぎ筒漁業に関する委員会指示を発動する予定である。

委員会指示違反については、承認を受けた者に対する承認取り消しに係る処分の定めはあるものの、それ以外の場合の処分等の対応について、特段の定めがない。

委員会指示による規制の公平、公正な適用を図るとともに、関係者に対し指示への順守を求めて行くため、指示に従わない者に対する処分の基準を定める必要がある。

2. 処分内容（案）

（1）処分等の種類

- ① 注意（口頭による注意を行う）
- ② 警告（文書による警告を行う）
- ③ 知事への裏付命令の申請（漁業法第 120 条第 8 項の規定により、茨城県知事に対し、委員会指示に従うべきことを命ずべき旨の申請を行う）
- ④ 承認取り消し（違反者が委員会指示により漁業等の承認を受けている場合、その承認を取り消す）

※ 知事の裏付命令

委員会指示自体は罰則を伴う強制力を有しないため、委員会指示に従わない者については、漁業調整委員会は、知事に対して、その者に委員会指示に従うべきことを命ずべき旨申請（漁業法第 120 条第 11 項）し、これに基づき、知事が裏付命令を出す（同法同条第 11 項）ことにより、初めて罰則を伴う強制力を有する。

知事の裏付命令に違反した者は、漁業法第 191 条により 1 年以下の拘禁刑若しくは 50 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処される。

（2）違反の程度及び違反回数毎の処分等

違反の程度（重大な違反、中度、軽微）及び違反回数に応じて、処分を行う。

3. 処分の実施

「霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会指示違反に対する処分の実施要領」※を別に定め、取り扱う。

※ 次回の委員会で、処分方針（案）と実施要領（案）を提示し、協議いただく。

【参考】茨城海区漁業調整委員会における委員会指示違反者に対する処分実績

（令和 4～6 年度）

警告	7 名
知事への裏付け命令申請	27 名

【参考】漁業法（抜粋）

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第二百二十条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

2～7 （略）

8 第一項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。

9 都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。

10 前項の期間は、十五日を下ることができない。

11 第九項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないときは、都道府県知事は、第八項の申請に係る者に対し、第一項の指示に従うべきことを命ずることができる。

12 都道府県知事が前項の規定による命令をしない場合には、第八十六条第三項の規定を準用する。

第二百九十一条 第二百二十条第十一項（第二百二十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会 要望活動結果(国からの回答)

I 海区漁業調整委員会制度について

R7年度提案趣旨

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

改正漁業法施行後も、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構として海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に対して、確実に対処していくためには、多くの議論が必要であり、安定した財政基盤の裏づけが必須です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

R7年度提案		回答、状況等													
1	1 海区漁業調整委員会制度の堅持 海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。 継続	【水産庁】 1 海区漁業調整委員会は、漁業法に基づき、漁業権の免許や都道府県漁業調整規則の策定に際しての権限が与えられているなど、海区内の漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関である。 継続 2 <u>令和2年に施行された漁業法等においても、新たな資源管理の推進や漁場の有効活用を図っていく中で、海区漁業調整委員会の役割はさらに重要性を増すものと認識しており、海区漁業調整委員会がこのような役割を的確に果たしていけるよう、<u>漁業者及び漁業従事者を主体とした組織であるとの基本的な性格を維持している。</u></u> 内容変更													
2	2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保 漁業法改正に伴い、資源管理や漁業許可、漁業権に関する知事からの諮問等、海区漁業調整委員会の役割が増加していることを踏まえ、今後も漁業調整機構として適切な運営が確保されるよう、更なる予算措置により安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。 継続	【水産庁】 漁業調整委員会等交付金については、国の厳しい財政事情の中においても一定の予算を確保しているところであり、引き続き、海区漁業調整委員会の<u>運営</u>に極力支障を生じることのないよう、予算確保に努めてまいりたい。 継続 【参考】漁業調整委員会等交付金 予算推移 <table><tr><td>令和2年度</td><td>181,302千円</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>181,302千円</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>181,302千円</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>176,302千円</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>176,302千円</td></tr><tr><td><u>令和7年度</u></td><td><u>171,302千円</u></td></tr></table>		令和2年度	181,302千円	令和3年度	181,302千円	令和4年度	181,302千円	令和5年度	176,302千円	令和6年度	176,302千円	<u>令和7年度</u>	<u>171,302千円</u>
令和2年度	181,302千円														
令和3年度	181,302千円														
令和4年度	181,302千円														
令和5年度	176,302千円														
令和6年度	176,302千円														
<u>令和7年度</u>	<u>171,302千円</u>														
3	3 新たな漁業関係法令の改正について 海区漁業調整委員会の役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するため、国は海区漁業調整委員や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。 継続	【水産庁】 1 海区漁業調整委員会制度を適切に運用していくためには、海区漁業調整委員会や都道府県、水産関係団体、漁業者等関係者の理解と協力が不可欠であることから、今後とも必要な意見交換等を適切に実施してまいりたい。 継続 2 また、海区漁業調整委員会の全国組織である貴会において、各海区の実態について調査するなどして必要な情報共有を行うことで、より円滑な制度運用が図れると考えることから、引き続き、貴会と連携を図ってまいりたい。 継続													

R7年度提案		回答、状況等
4	4 海区漁業調整委員 <u>及び事務局職員</u>の資質向上について 海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、諮問機関、建議機関であるばかりでなく、自ら裁定、指示、認定などを行う決定機関である。漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議を行うためには、海区漁業調整委員の専門的、技術的知識が必要であることから、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。 <u>また、事務局職員も頻繁に異動することから、法定の諮問事項に対する委員会の役割等について、具体的に整理した解説書を作成し各事務局に配布すること。</u> 内容変更	【水産庁】 1 海区漁業調整委員会における公平公正な審議を行うためには、<u>委員会の権限と役割について御理解いただくことも重要な要素の一つであることから、貴会とも連携し、様々な機会をとらえて委員にご説明してまいりたい。</u> 内容変更 2 <u>また、委員会の事務作業や手続きを担う事務局職員の資質向上も必要と考えていることから、例年、海区漁業調整委員会事務局職員研修会及び都道府県漁業調整担当学会議の中で、海区漁業調整委員会の役割と権限について資料を配布の上説明し、理解醸成を図っているところであり、まずはこの場を活用いただきたい。</u> 新規 3 <u>また、解説書の作成については、貴会において作成し、関係者と共有するなど、貴会の更なる活動活性化の観点から工夫していただきたい。</u> 新規

II 沿岸漁場の秩序維持について

R7年度提案趣旨

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがす問題となっています。

改正漁業法及び水産流通適正化法により罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たないことから、生産者と流通団体が更なる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようなより高い意識を持つことと、「密漁もの」の流通に対する監視体制を強化することが必要です。

つきましては、沿岸漁場の漁業秩序を維持し、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

R7年度提案		回答、状況等
1	1 違法操業の取締強化等 ①組織化及び広域化する密漁全般に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁とも引き続き協力・連携体制を維持しつつ、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。 継続 ②漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。 継続	【水産庁】 1 水産庁としては、海上保安庁と連携した漁業取締りを行うため、定期的に連絡会議を開催しているところである。 継続 2 現場レベルにおいては、各海域を管轄する水産庁漁業取締本部支部（漁業調整事務所）と管区海上保安本部が地方ブロック会議を開催し、重点海域での連携取締、情報の相互提供等を行い、各海域で違法操業の取締りに対応しているところ。特に潜水器密漁が複数県を跨ぎ多発している地域の支部では、地方ブロック会議とは別に、関係管区海上保安本部のほか関係県の取締担当者による潜水器密漁対策会議を開催するなど、連携を図っているところである。 継続 3 今後とも、警察庁も含めた関係取締機関との協力・連携を密にして違法操業の実効ある取締りを実施してまいりたい。 継続 4 また、昨年11月に「令和6年度漁業監督公務員研修会」をWEB会議を併用して開催し、法務省、警察庁、海上保安庁、水産庁の講義等による取締能力の向上及び連携強化に努めたところであり、今年度においても漁業監督吏員の資質向上のため、同様に開催を予定している。 継続
1	③漁業者が実施する密漁パトロールに伴う費用や、密漁防止看板の設置等啓発にかかる費用等に対し、総合的な支援策を図ること。 継続	5 沿岸域での密漁対策については、都道府県、海上保安庁、警察及び水産庁等の関係機関が、関係漁業者等と連携して実施することが効果的であると認識している。 継続 6 密漁対策の支援としては、都道府県への交付金により、密漁対策に資する密漁防止看板や監視カメラ等の必要な資機材の導入のほか、監視活動の支援を行っているところである。 継続 7 また、漁協、都道府県、警察及び海上保安庁等の関係者が密接に連携し、情報の共有、取締りの強化、漁業者による監視、パトロール等の取組を推進するとともに、水産物流通の適正化、一般市民への啓発を合せて行うことにより、総合的な密漁対策を推進してまいりたい。 継続 【海上保安庁】 海上保安庁では、各管区海上保安本部・海上保安部署において、警察等の関係機関、自治体、地元漁協等と緊密に連携・協力しつつ、悪質な密漁事犯の摘発に重点を置き、厳正な監視・取締りを行っております。 今後も組織化、広域化する密漁事犯に対し、関係機関との連携強化に努め、対応してまいります。 継続

2	2「密漁もの」の流通防止 ①市場関係者や小売店などの流通業界に対し、「密漁もの」を主体的に排除するよう指導・啓発活動を強化すること。 継続 ②違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。 継続 ③水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入支援により、現場の負担を軽減するための措置を講じること。 継続 ④シラスウナギについては県域を越えて広く流通されていることから、水産流通適正化法の適用開始に向けて、国主導による流通の透明化を推進すること。 継続	【水産庁】 1 沿岸域における近年の組織的かつ悪質な密漁の発生状況を踏まえ、令和2年12月に施行された漁業法改正において、当該密漁の対象となっているナマコ、アワビ、シラスウナギを特定水産動植物に指定し、違法に採捕した者や違法と知って流通させた場合の罰則を新設し、拘禁刑3年、罰金3,000万円とするなど、罰則を大幅に強化したところである。 継続 2 なお、都道府県への交付金により、 ① 悪質化広域化する密漁を防止するため、関係者による協議会や密漁監視のための指導講習会の開催 ② メディアの活用や看板設置等による普及啓発 ③ 監視活動に必要な暗視カメラやドローン等の資機材の導入費等の密漁監視施設の整備 を支援することができることとなっているので、御活用願いたい。 継続 3 水産流通適正化法に基づき、特定第一種水産動植物に指定されているアワビ、ナマコの取扱事業者のうち、事業区域が複数県に及ぶ広域事業者については、国の職員が同法の遵守状況を確認し、違反の疑義がある場合には随時県とも連携しつつ立入検査を行っているところ。 継続 4 また、<u>令和6年6月に成立した漁業法及び水産流通適正化法の一部を改正する法律において、太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)について、TAC報告事項に採捕した個体の数の追加等の措置を講じるとともに、漁業者、流通事業者に対して、個体の重量等の情報伝達や取引記録の作成・保存等の義務付けの措置を講じることとしたところ。令和8年4月の施行に向けて、運用通知等の整備とともに、説明会の開催等きめ細やかに関係事業者等への周知を行っているところである。</u> 内容変更 5 水産流通適正化法に基づく電子システムへの支援については、漁獲番号等を迅速かつ正確・簡便に伝達することを可能とするための伝達システムを国で構築・運用しているところである。<u>また、太平洋クロマグロに関する情報伝達等にも利用できるよう改修等を行っているところである。</u> 内容変更 6 シラスウナギについては、令和7年12月から水産流通適正化法が適用されることに向け、同法による<u>漁獲番号の伝達、取引記録の作成・保存等の義務が円滑に履行されるよう、利便性が高いトレーサビリティシステムの開発を支援しているところ。</u> 内容変更 7 今後とも、流通業界も含め関係者が密接に連携し、情報共有、合同取締り等の漁業取締りの強化、漁業者による監視、パトロール等の密漁対策への支援等を行うことで、総合的な密漁対策を推進してまいりたい。 継続 【参考】密漁対策のための罰則強化の概要(令和2年12月1日施行) (新設)特定水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品流通の罪 拘禁刑3年／罰金3,000万円 無許可漁業等の罪 拘禁刑3年／罰金200万 ⇒ 拘禁刑3年／罰金300万円 漁業権侵害の罪 罰金20万円 ⇒ 罰金100万円
---	---	--

Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

R7年度提案趣旨	
太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて、厳格な漁獲可能量管理が行われています。 <u>これまでの資源管理の取組が定着し資源の回復が見られている中</u>、漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加し、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊がまれであった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。 また、遊漁者については、大型魚採捕の報告を徹底、迅速化し、実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に影響が及ばないよう強く指導していく必要があります。 つきましては、漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。	
R7年度提案	回答、状況等
1① 1 クロマグロ資源の適正利用 ① 資源評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現 ア 日本の漁獲枠の増枠 太平洋クロマグロの資源は順調に回復していることから、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)等国際会議で、<u>引き続き</u>、議論をリードし、<u>国際的なルールに則った漁獲枠拡大に取り組むこと。</u> 内容変更 イ 資源評価結果を反映した増枠の実現 最新の情報を漁獲枠へ迅速に反映させるため、資源評価を毎年実施し、国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の<u>更なる</u>増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。 継続	【水産庁】 1 <u>資源管理の取組の結果、クロマグロの資源は回復傾向にあり、昨年の中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)年次会合において、小型魚10%、大型魚50%を基本とする増枠等が決定され、日本の漁獲上限も、2025年から、小型魚4,407トン(400トン増)、大型魚8,421(2,807トン増)に増枠された。また、未使用漁獲枠の繰越については、原則5%以内であるところ、昨年の年次会合では、17%に拡大する特例措置を期限なく適用できることが合意された。</u> 新規 2 <u>昨年合意されたWCPFC保存管理措置は2026年に見直しを行う旨規定されているが、次回の漁獲上限の見直しは、現在議論中の新たな管理方式に基づき行われる見込みであるところ、同管理方式の議論を着実に進めていく必要がある。引き続き、漁業関係者の皆様による資源管理の取組を後押ししつつ、国際社会における議論を積極的に主導してまいりたい。</u> 新規 3 <u>なお、次回の資源評価は2027年を予定しているが、資源評価については、国際的な科学機関であるISC(北太平洋まぐろ類国際科学小委員会)に関係国・地域の研究者が集まり、相当な時間と労力を費やして実施されるものであり、また、1年間では資源評価に係るデータの更新が限定的なものとなることから、1年ごとの資源評価は現実的ではない。</u> 継続

1② ②漁獲枠の公平な配分と留保枠の有効活用 ア 沿岸漁業に配慮した配分 国内の漁獲枠配分に当たっては、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業の操業特性に配慮した配分とし、規制の方法については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応し、知事管理区分への配分枠を増やすこと。 継続 イ 来遊量や漁獲状況を反映した公平な見直し 資源量の増加とともに沿岸域への来遊量が増えている近年の来遊状況の変化にも配慮し、また、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、<u>負担の公平性という観点から、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。</u> <u>また、配分方法について協議するための検討会を設け、協議の場に各都道府県の沿岸漁業の代表者が参加できるようにすること。</u> 内容変更 ウ 定置網の突発的な入網への対応 定置網漁業の不規則な漁獲特性に配慮し、突発的な入網や混獲による積み上がりへ柔軟に対応できるよう、留保枠の有効活用や全国枠の確保などの仕組みを確立すること。 継続 エ 枠の融通と留保枠の有効活用 国の留保枠については、これまでと同様、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分をお願いする。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や<u>都道府県の漁獲枠を裁量で管理できるよう検討すること。また、管理年度当初に盛漁期となる地域があることから、留保からの上乗せ配分については、当初枠に反映させるなど、可能な限り早期の配分を実施すること。</u> 国内全体で漁獲枠を遵守するため、国において漁獲枠の配分の考え方を見直す際には過去の漁獲実績だけで算定するのではなく、漁獲制限による漁業経営への影響の大きさ、負担の度合い、資源に与える影響の度合いも考慮し、都道府県間の漁獲量の融通について不公平が生じることがないように管理期間の見直しも検討すること。 内容変更	【水産庁】 1 <u>くろまぐろの国内配分については、水産政策審議会の下に学識経験者や、沿岸漁業者の団体の代表を構成委員とする「くろまぐろ部会」を設置し、そこでとりまとめた「配分の考え方」に基づき行っている。</u> 内容変更 2 <u>昨年の増枠を踏まえた国内配分についても、くろまぐろ部会で丁寧に議論した上で令和7管理年度以降の「配分の考え方」を決定し、漁業種類ごとの近年の漁獲実績をベースとしつつ、特に大型魚については、放流等の負担の大きい沿岸漁業に配慮した配分を行ったところである。</u> 内容変更 3 <u>さらに、国の留保枠からの配分については、「配分の考え方」に基づき、小型魚・大型魚ともに全量を沿岸漁業に配分している。</u> 内容変更
---	---

1③ ③沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について ア 広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ承継承認(廃止見合新規)のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すとともに、資源の回復による漁獲枠の増大に見合った新規承認を実現し、これを維持すること。 内容変更 イ 大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては、船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。 継続	【水産庁】 1 沿岸くろまぐろ漁業については指示の期間を2年間とし、2年毎に指示内容を検討した上で新たな指示を発出している。また、令和7管理年度においては、都道府県が漁獲可能量の遵守に支障を及ぼさない範囲で、新規承認を日本全体で5,000を超えない数まで認めることとし、結果として約2,800の新規承認があったところである。 内容変更 2 大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業の大臣許可を有する者が対象となっている。ご要望にある沿岸まぐろはえ縄漁業者によるクロマグロの漁獲は少ないと承知しており、まずは各県で管理手法の検討をしていただく必要があると考えるが、知事による管理上支障があるような操業をする沿岸まぐろはえ縄漁業者がいるのであれば、その管理手法については個別にご相談いただきたい。 継続
2① 2 定置網等における管理手法の確立及び支援措置 ①漁業種類ごとの特性に配慮した資源管理 ア 定置網等 定置網における漁獲制限の具体的な調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。 規制の方法については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応すること。 継続 イ 大中型まき網漁業 産卵量を安定して確保するために、大中型まき網漁業による産卵期や産卵場における操業を制限するなどの対策を強化すること。 継続 ウ 大臣許可漁業 資源管理の推進に当たっては、沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう、十分な説明を尽くすこと。 大臣許可漁業に対し、IQによる資源管理の遵守とともに、一部大臣許可漁業の地先海面への新規参入により、漁場利用の混乱等が発生していることを踏まえ、漁場利用などの地元ルールを尊重するよう強く指導すること。 継続	【水産庁】 1 昨年の増枠を踏まえた国内配分については、くろまぐろ部会で丁寧に議論した上で令和7管理年度以降の「配分の考え方」を決定し、漁業種類ごとの近年の漁獲実績をベースとしつつ、特に大型魚については、放流等の負担の大きい沿岸漁業に配慮した配分を行ったところ。 内容変更 2 また、季節や地域ごとの偏りが大きいくろまぐろの来遊に即して、都道府県間等での漁獲枠の融通を推進しているところである。 内容変更 3 産卵親魚の漁獲規制については、 ① ISC(北太平洋まぐろ類国際科学小委員会)では、親魚量と加入量の間には明確な関係が見られていないことから、産卵期の漁獲を特別に区別せずに資源評価及び将来予測を実施しており、これに基づくWCPFCの資源管理措置も産卵期の漁獲を区別していない。 ② そのため、科学的には親魚の漁獲を控える場合、産卵期かどうかは重要ではなく、小型魚の漁獲を規制する方が将来の親魚資源回復に大きく貢献するものとされているところである。 継続 削除 このことから、令和6管理年度大中型まき網漁業への小型魚の配分については、約300トン大型魚に振り替えることにより前年よりも更に削減し、WCPFCの基準年である2002年から2004年の平均漁獲実績の5分の1にまで減少させているところである。 削除 4 一方で、「くろまぐろ部会」のとりまとめでは、「多数の沿岸漁業者産卵期操業規制の必要性を訴えている現状を踏まえ、この問題への丁寧な説明に努めていくべきである。」とも示されており、資源管理の推進にあたっては今後とも資源評価に必要な調査を継続するとともに、沿岸漁業者のご理解が得られるよう、丁寧な説明を行ってまいりたい。 4 大臣許可漁業者との漁場競合について、沿岸漁業者とのトラブル回避のために必要な場合には業界団体を通じて周知するので、周知すべきルールがあれば、情報提供いただきたい。 継続

2②	②混獲回避及び適切な数量管理 ア 混獲回避及び再放流技術開発 定置網の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具の開発、再放流の手法開発など実用的な技術を早急に確立し、技術普及が促進されるよう、導入支援を実施すること。 また、まぐろはえ縄や一本釣り漁業についても同様に漁具改良の支援を行うこと。 継続 <u>イ いか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発</u> <u>クロマグロ資源の回復によるイカ等の水産資源への影響評価を行うとともに、いか釣り漁業への被害を低減する実用的な技術開発を実施すること。</u> 新規 ウ 適切な数量管理 数量管理を適切に実行するに当たり、放流した個体がへい死した場合、クロマグロの資源管理の取組について海上保安部と情報共有し理解を得ること。 沖合底びき網に死んだクロマグロが入網するような事例を根絶するため、監視体制を強化すること。 継続	【水産庁】 1 平成29年度から令和2年度まで「太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業」によって、定置網におけるクロマグロの漁獲抑制に取り組むための技術開発を実施したところである。 継続 2 また、平成29年度補正予算において、定置網漁業を対象とした混獲回避機器の導入や放流活動への支援を措置し、平成30年度補正予算からは漁船漁業にも対象範囲を拡大している。<u>令和6年度補正予算においても、機器等の導入及び改良に対する支援を実施しており、既にご活用いただいているところ。</u> 内容変更 <u>3 なお、イカを含む他資源への影響については、毎年度、水産研究・教育機構がクロマグロの胃内容物の調査を実施しているところであるが、「くろまぐろの資源量の増加によってスルメイカが減少した」との因果関係を示すデータはまだ得られていない。今後も胃内容物の調査を継続し、水産資源への影響の可能性について注意深く見定めてまいる。</u> 新規 <u>4 また、クロマグロによるいか釣り漁業の操業への影響を軽減する方法については、水産研究・教育機構が、水中灯の点滅による回避効果について調査を行っているところ。本調査の結果を踏まえ、水産庁として必要な対策を検討してまいりたい。</u> 新規 5 資源管理のための放流の取組については、海上保安部でもご理解いただいているとの認識だが、海上保安部との間で何か問題等がある場合は、随時ご相談いただきたい。 継続 6 また、沖合底びき網漁業にクロマグロの死骸が入網し、同時に入網したずわいがに等の漁獲物に被害が生じた例があることは承知しており、実態把握や原因究明のため、入網した際の情報を収集しているが、残念ながら、現時点では原因等は明らかになっていない。引き続き、関係漁業者に死亡個体は水揚げしTAC報告を行うよう指導を行うとともに、漁業者からの情報提供も得ながら、原因の調査を含め再発の防止に努めてまいりたい。 継続
2③	③混獲回避、減収に対する支援制度 ア クロマグロ混獲回避の取組支援 混獲回避用の機器等の導入支援や、放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入できる機器の対象範囲の拡大を図ること。混獲回避が可能な漁法への転換に必要な技術習得支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。 継続 イ 混獲回避型休漁支援 混獲回避のための休漁支援においては、十分な予算を確保するとともに、各地域の実情に応じた支援がなされるよう発動条件を緩和すること。 継続 ウ 漁業収入安定対策事業の拡大 資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じ、漁業者が安心して経営の継続ができるよう、支援措置を継続実施すること。 継続 エ 迅速な支払い 上記事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。 継続	【水産庁】 (アからエまでについて) <u>1 クロマグロの放流等による混獲回避への取組に対し、令和6年度事業においては、混獲回避用の機器等のデータを提供する場合は支援上限額を400万円に引き上げる等、事業の拡充を行った。また、混獲回避のための休漁支援の予算を確保するとともに、小型魚から大型魚へ漁獲対象を転換する取り組みを支援する事業を開始するなど、支援策の更なる充実を図っているところである。</u> 内容変更 2 厳しい資源管理に取り組む漁業者の意見を踏まえつつ、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、必要な事項についての関係省庁との情報共有を図ってまいりたい。 継続

	オ 産地魚市場や水産加工業者等への対策 産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。 継続	(オについて) 1 産地魚市場や水産加工業者等の中小企業者については、一時的に売上高や利益が減少した場合に、中小企業庁のセーフティーネット保証により資金繰りの支援を受けられることとされているため、積極的にご活用いただきたい。 継続 2 また、水産加工業に対しては、<u>地域の水産物を活用して生産・加工・流通業者が連携して行う原材料転換や新商品開発等の「売れるものづくり」に向けた取組</u>を支援している。 内容変更
	カ いか釣り漁具被害対策 クロマグロの大量来遊により、イカの漁場形成が阻害されて漁獲が減少する操業被害や、いか釣り漁具が切られる漁具被害が生じているため、イカ水揚げ額の減少に対する補填や新たな漁具の購入への支援などの対策を講じること。 継続	(カについて) 1 クロマグロによるものと思われる操業被害・漁具被害が発生していることは承知している。 継続 2 操業被害による漁業収入の減少については、漁業共済及び積立ぶらすにより支援を行っているため活用いただきたい。 <u>なお、スルメイカについては、資源状態が管理目標を著しく下回っており、管理目標の実現に向けて他の資源よりも強い資源管理を実施することにより早急な回復を図る必要があることから、令和7年度より補償水準を特例的に引き上げる強度資源管理タイプの対象に追加したところである。</u> また、漁業共済の基準金額(5中3)が、近年の不漁の影響で低くなってしまおうという話も伺っているが、漁業共済で4年間の長期継続申込特約を付けると、この4年間の5中3の下限が前年の基準金額の90%となる仕組みがあるのでご活用いただきたい。 内容変更 3 また、クロマグロによる漁具被害対策に関する要望の声については認識しているが、 ① 一般的に、糸や針、おもりといった漁具は消耗品であり、支援に馴染まないこと ② 漁業共済・積立ぶらすの減収補填では、漁業収入を支援対象とすることで、漁業収入で賄われる操業経費もカバーしており、この操業経費の中には漁具も含まれていること などから、新たな支援を行うのは<u>慎重な検討が必要</u>と考えているところである。 継続
2④	④漁獲状況を把握するシステム構築 漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。 継続	【水産庁】 1 <u>クロマグロについては、各漁業協同組合や都道府県の関係者の皆様に、迅速な漁獲報告にご協力をいただいているところである。</u> 2 <u>一方で、漁獲報告に関しては、事務負担の軽減が課題となっていることから、漁協及び産地市場から電子的に収集した水揚げ情報等の活用を検討する等、引き続き漁獲報告に係る事務負担の軽減に取り組んでまいりたい。</u> 内容変更

3	3 遊漁者等の操業自粛措置 ア 周知指導 広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、資源管理制度について広く周知し、国が広域的かつ関係省庁の横断的な連携により監視活動を強化し、採捕自粛や停止を強く指導し、違反者への取締りを強化すること。 イ 採捕報告 遊漁者等からの迅速、確実かつ漏れのない採捕報告体制を確立するため、報告システムの構築と法体系を整理すること。 ウ 遊漁制度 クロマグロ遊漁はライセンス制とし、国が適切な管理を行うこと。	【水産庁】 (アについて) 1 クロマグロに関する資源管理措置の内容については、水産庁ホームページ、ポスターなどのほか、釣り関係団体や釣り関係メディアなどの協力を得ながら、あらゆる手段を用いて周知を図っている。 2 また、水産庁ホームページで最新の採捕量を随時更新し、大型魚の全国の採捕数量が5トン／月を超えるおそれがある場合は、当該月の末日まで採捕を禁止する旨を公示し、都道府県や釣り関係団体を通じて遊漁者への周知徹底を図っている。 3 さらに、取締りについては、これまでも都道府県や海上保安庁連携してマリナーでの実地指導等を実施しているところであり、違反が確認された場合には、農林水産大臣による裏付命令を発出しているところである(当該命令に従わなかった場合、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金等)。 引き続き、関係機関と連携しつつ、取締りの強化を図ってまいりたい。 (イについて) 4 遊漁で採捕したクロマグロの報告については、報告用WebサイトやLINEから採捕量等の報告を義務付けており、報告期限については、令和7年4月から、陸揚げ後3日以内から1日以内に短縮し、迅速な報告を求めている。 5 また、採捕報告を集計する際に報告内容に不審な点があった場合、報告者に連絡し、報告内容等の確認を行うとともに、疑義情報に接した際には、関係機関と連携して調査等を行っている。 (ウについて) 6 今後のクロマグロ遊漁管理については、令和6年3月に策定・公表した新たな資源管理ロードマップに基づき、現行の制度・運用について強化するとともに、令和8年4月から導入する予定の届出制による管理を推進し、管理の運用状況や定着の程度を踏まえつつ、漁業と同じレベルの本格的なTACによる数量管理への移行を推進していくこととしている。
----------	---	---

IV 沿岸資源の適正な利用について

R7年度提案趣旨	
水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。 一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中型まき網漁業等の沖合(大臣許可)漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競合をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない状況が続いています。さらに、北太平洋の公海でのサンマについては、<u>令和6年4月、北太平洋漁業委員会(NPFC)で、令和6年の措置として、公海におけるTACを15万トンから13.5万トンに削減する等の措置が合意されたものの</u>、この漁獲枠であっても近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が国漁業への悪影響が懸念されます。 大中型まき網漁業等の漁獲対象がクロマグロの漁獲制限により、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかと不安も募っています。 つきましては、漁業者が長年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。	
R7年度提案	回答、状況等
1① 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整 ①沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を目的とする関係者会議の積極的で継続的な開催及び大臣許可漁業に対する規制期間や区域の見直しによる実効性のある規制措置を検討すること。 継続	【水産庁】 1 水産資源の持続的利用に向けて、適切な資源管理のためには、その資源を利用している全ての漁業種類について、その漁業の特性に応じた資源管理措置を講ずることが大切であり、そのためには関係漁業者間の話し合いを通じて、資源の合理的な利用を図り、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図っていくことが重要であると考えている。 継続 2 水産庁としては、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等を行うことで双方による協議が十分に行われるよう指導してきたところであり、一方的な大臣許可漁業に対する規制の強化は困難であるが、<u>海洋環境の変化が漁業に影響を及ぼし、この変化の対応に向けた取組が行われていることも踏まえつつ</u>、今後もこうした取組を継続してまいりたい。 内容変更
1② ②沖合漁業に対する指導調整 沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止(自粛)区域の拡大や禁漁期間の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた大臣許可の見直しを進め、調整が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと。 継続	【水産庁】 1 水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにその共存共栄を図っていくことが重要である。 継続 2 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。 継続 3 一方的な沖合漁業に対しての規制強化は困難であるが、水産庁としては、<u>海洋環境の変化が漁業に影響を及ぼし、この変化の対応に向けた取組が行われていることも踏まえつつ</u>、引き続き、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図るべく当事者間における話し合いの斡旋、立会いを行い、漁業者間の協議が十分行われるよう対応してまいりたい。 内容変更

R7年度提案	回答、状況等
1③ ③カツオ、スルメイカにおける漁業調整 カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組みを進めること。また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、TAC管理等の資源管理の強化に加えて、国主導により関係漁業者が安定的な漁獲のできるよう、操業調整を早急に行うこと。 継続	【水産庁】 1 水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにその共存共栄を図っていくことが重要である。 継続 2 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。 継続 3 なお、大中型まき網漁業等の沖合漁業において漁獲対象魚種を一方的に制限するような規制を行うことは困難であるが、例えば、八戸沖のスルメイカの操業では、水産庁の立ち合いの下で大中型まき網漁業と沿岸いか釣り漁業との間で、毎年操業ルールを協議し安定的な操業に務めているといった事例もあり、海洋環境の変化が漁業に影響を及ぼし、この変化の対応に向けた取組が行われていることも踏まえつつ、要望等があればその他の魚種や地域についても沖合・沿岸の話し合いの場を設けてまいりたい。 内容変更
1④ ④海洋環境の変化への対応 海洋環境の変化・変動と各種水産資源の資源量、漁場形成の関係についての研究を推進し、海洋環境、水産資源の詳細な現状把握と予測技術開発を進めること。 漁獲効率の大きい大中型まき網漁船については、海洋環境・水産資源の変化・変動に対応した適切な操業調整を行い、新規魚種拡大は抑制すること。 継続	【水産庁】 1 適切な資源管理を推進するためには、その科学的基礎となる資源評価の高度化が不可欠である。昨年3月に策定・公表した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に基づき、資源調査や海洋観測等により、生物情報や海洋環境データ等を収集し、最近の急激な海洋環境の変化による影響を踏まえたより高度な資源評価に取り組んでいるところである。 また、(国研)水産研究・教育機構では漁海況予報の発表も実施しており、こちらについても精度向上に取り組んでいるところである。 内容変更 2 また、沿岸漁業であれ、沖合漁業であれ、海洋環境や水産資源が変化・変動する中、これに適応する操業が求められていると認識しており、水産庁としては、このような対応への支援を行ってきている。 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等を行うことで双方による協議が行われるよう指導してきたところであり、大中型まき網漁業に限らず、一方的な規制強化は困難であるが、今後もこうした取組を継続してまいりたい。 継続
1⑤ ⑤沖合漁業の漁船の大型化への対応 いわゆる「もうかる漁業」や「IQの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針などによる漁船の大型化は、資源や漁場について沿岸漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、このような措置を進めるに当たっては、事前に沿岸漁業者の十分な理解を得るとともに、沿岸漁業と競合する漁場については、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスの良い規制を行うこと。 継続	【水産庁】 1 労働人口が減少する中で、漁業を職場として選んでもらうためには、漁船の大型化を通じた、生産コストの削減や居住性・安全性・作業性の向上を進めていくことが必要と考える。 継続 2 一方で、資源の適切な管理を確保する必要があることから、漁業構造改革総合対策事業(もうかる漁業創設支援事業)において、居住性・安全性・作業性の高い大型漁船の導入等による収益性向上の実証の取組への支援を行う際には、これまで、適切な資源管理措置を講じることにより資源への悪影響がないことを確認し、関係する漁業者からも理解を得ながら進めているところである。 継続 3 漁業法では、漁獲量の相当部分に漁獲割当て(IQ)が導入された漁船については、トン数規制等の規模の制限を定めないこととしているが、操業期間や区域、体長制限などの措置を講じていくなど、海洋環境の変化が漁業に影響を及ぼし、この変化の対応に向けた取組が行われていることも踏まえつつ、適切な資源管理の実施や紛争防止のため、関係漁業者と丁寧に調整しつつ適切に進めてまいりたい。 内容変更

R7年度提案	回答、状況等
2① 2 マサバ太平洋系群の適正利用 ① 大中型まき網漁業、ロシア漁船による漁獲の指導管理 親魚量の増大と漁獲圧の適正化を図るため、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き、資源管理の取組みを強力に指導すること。 我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視し、漁獲物の組成等の透明化等、資源に影響が及ばないように管理するとともに、我が国の漁船の安全操業を図ること。 伊豆諸島近海はマサバ太平洋系群の主産卵場であることから、産卵親魚に対して過剰な漁獲圧がかかることのないよう、また、秩序ある漁場利用を図るため、当該海域における大中型まき網漁業の操業を注視し、適時、適切な指導を行うこと。 継続	1 マサバ太平洋系群については、令和2年7月から、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)を<u>実現する資源量水準の達成を目標とするTAC管理を開始するとともに、ご指摘の大中型まき網漁業においては、令和3管理年度より漁業法に基づく漁獲割当て(IQ)方式により管理をしているところである。また、令和7年7月からの令和7管理年度開始に向けて、令和6年度中に資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)を3回開催し、その結果を踏まえて資源管理方針を見直したところであり、引き続き適切な資源管理を行ってまいりたい。</u> 内容変更 2 我が国200海里水域におけるロシア漁船の操業については、毎年行われる日ロ地先沖合漁業交渉において、日本漁船の安全な操業を確保するため、ロシア漁船の操業禁止期間や操業禁止区域、ロシア漁船と我が国漁船の距離等の操業規制を行っているところ。ロシア漁船に対しては、これらのルールの指導・取締りを行うとともに、立入検査等により漁獲量等の<u>確認</u>を実施している。引き続き、日本漁船の安全確保に向け<u>交渉に臨むとともに、国内における資源管理の効果が損なわれないよう監視・取締りに取り組んでまいりたい。</u> 継続 3 伊豆諸島近海海域においては、沖合・沿岸含め複数の漁業が同資源を利用していると承知しているが、その利用の在り方については、数量管理を基本としつつ、地域の各漁業における漁場利用の実態も踏まえ、漁業調整と適切な資源管理が両立するよう、関係漁業者に<u>対し指導してまいりたい。</u> 継続
2② ②海洋環境変化を加味した目標管理基準値の設定 目標管理基準値は、海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。また、漁獲管理については、漁獲量だけでなく、漁獲サイズにも焦点を当てること。 継続	【水産庁】 1 マサバ太平洋系群の目標管理基準値は、現在利用可能な最新の科学的知見を踏まえて実施される資源評価に基づき、設定されているものである。 継続 2 これまでも、水温や海流等の海洋環境が資源に与える影響についても資源調査の一環として調査しており、資源評価では、<u>漁獲以外の海洋環境の影響を考慮した管理基準値の提案や将来予測が行われ、これに基づく資源管理を実施しているところである。</u> 内容変更 3 <u>マサバ太平洋系群については、生物特性(成長・成熟)が歴史的に見て非常に悪い状況にあることを考慮した資源評価結果に基づき、令和6年度中に資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)を3回開催し、その結果を踏まえて資源管理方針を見直した結果、令和7管理年度のTACは前年比で6割削減となった。</u> 新規 4 <u>また、大中型まき網漁業においては、漁獲割当て(IQ)方式によりTAC管理が行われており、漁獲対象が、より高い魚価が見込める大型魚へシフトすることが期待される。</u> 新規 5 引き続き、海洋環境の変化を考慮した上で資源評価を行い、様々な想定の下で、漁獲が資源に与える影響を見定めながら、<u>資源管理に取り組んでまいりたい。</u> 内容変更

R7年度提案	回答、状況等
2③ ③漁業者等の関係者に十分配慮した資源管理措置の実施 漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制に当たっては、その減収分全額の補償を行なう等、経営を維持するための対策を講じること。 継続	【水産庁】 1 漁業法に基づく資源管理の推進に当たっては、当事者である漁業者をはじめとした関係者の理解が重要と考えており、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の場以外にも、これまでどおり、要望等に応じ、説明会等を行うこととしており、しっかり漁業者の理解と協力を得た上で、進めてまいりたい。 継続 2 また、資源管理は、適切な水準に資源を回復・維持することにより、中長期的に漁獲してもいい量を増やして、漁業者の所得を向上させるために実施するものである。 継続 3 こうした目標を目指す過程で一定以上の減収が生じるような場合には、適切に資源管理を行う方に対して、漁業収入安定対策事業によりその減収を補填しているほか、漁業経営セーフティーネット構築事業や水産業成長産業化沿岸地域創出事業などの支援策を講じること、適切な資源管理の推進と、短期的に生じる収入減への支援の両立を図ってまいりたい。 継続
3 3 カツオ資源の適正利用 近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツオ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。 また、<u>沿岸小型船によるひき縄漁業が安定した操業の確保ができるよう</u>、大臣許可漁業と沿岸ひき縄漁業との資源利用及び操業調整の対策や取組を推進すること。 内容変更	【水産庁】 1 我が国沿岸へのカツオの来遊量の回復に向け、科学的な知見に基づき、実効性のある国際的な資源管理の実施が必要であることは認識している。 継続 2 2022年にWCPFCで採択された管理方式では、親魚量が一定の水準を下回った場合に、漁獲努力量や漁獲量の水準を減らす<u>手続等が定められている</u>。 内容変更 3 <u>本年、WCPFCにおいて、カツオの資源評価が実施される予定であるところ、資源評価の結果を踏まえ、管理方式が適切に実施されるよう対応するとともに、2026年に見直しが予定されているカツオ等の保存管理措置についても、必要に応じて見直しを働きかけてまいりたい。</u> 内容変更 4 なお、水産庁としては、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等を行うことで双方による協議が十分に行われるよう指導してきたところであり、今後もこうした取組を継続してまいりたい。 継続

R7年度提案	回答、状況等
4 4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用 <u>北太平洋公海における外国船の漁獲圧が高まっていることから、サンマ等公海で漁獲されている資源の適正な管理に向け、TACの更なる縮減など、より実効性の高い資源管理措置が実現するよう協議を進めること。</u> <u>公海におけるサンマやマサバの資源調査の充実を図るとともに、外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図るとともに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。</u> 内容変更	【水産庁】 ＜国際的な資源管理の推進＞ 1 北太平洋におけるサンマ、マサバ等の資源を持続的に利用するため、2015年に我が国の主導によりNPFC(北太平洋漁業委員会)を設立し、国際的な資源管理の議論を進めている。継続 2 サンマについては、<u>本年3月</u>に開催されたNPFC第9回年次会合において、<u>2025年の措置として、公海におけるTACを昨年の13万5千トンから10%削減した12万1500トンに削減する等の措置が合意された。</u>内容変更 3 マサバについても、同会合において、公海における漁獲量を<u>昨年の10万トンから約3割削減し、7万1千トンに制限する措置が合意された。</u>内容変更 4 <u>さらなる強化に向けて、来年4月の次回年次会合に向けて、引き続き関係国・地域に積極的に働きかけを行っていく所存である。</u>内容変更 ＜科学的評価の実施＞ 5 また、外国漁船による公海でのサンマやマサバの漁獲及び海洋環境の変化が資源に与える影響を把握するために、公海漁場での調査船調査や人工衛星を活用した外国漁船の動向把握等を実施してきたところである。今後もこれら調査・研究を進めるとともに、資源評価の精度向上を図ってまいりたい。継続
5① 5 沖合漁業の操業秩序の確立 ①VMS情報の多様な活用 沿岸資源の適正な利用や<u>資源管理推進のための新たなロードマップ(令和6年3月15日公表)</u>の取組み、資源評価の向上等のため、VMS情報による操業実態の多様な活用等について、国及び都道府県における意見交換や検討会の場を設けること。 内容変更	【水産庁】 1 VMS設置及び常時作動については、漁業法第52条第2項に基づき、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、当該許可を受けた船舶を対象として命ずることができることとされている。継続 2 VMS情報については、 ① 法の規定に即して利用しなければならず、 ② 個別具体的な取締情報であり、厳重な取扱いが求められることから、ご指摘のような「多様な活用」は基本的には困難であるものの、国としてこれらの観点を踏まえた適切な活用を図ってまいりたい。継続

R7年度提案	回答、状況等
5② ②VMSを有効に活用した取締強化 <u>VMS情報を積極的に活用した、より実効性のある監視・取締りを強化すること。</u> <u>また、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。</u> 内容変更	【水産庁】 1 大臣許可漁業については、全許可船への「衛星船位測定送信機(VMS)」の設置・常時作動等を義務付けてきたところであるが、漁船の操業状況等を把握できるVMSの必要性は高まってきていることから、<u>令和5年度に</u>漁業法を改正し、通信を妨害する行為等を禁止するとともに罰則(6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金)を措置したところである。引き続きVMSを有効に活用し、違法操業の抑止に努めていく所存である。継続 2 禁止区域内での水中集魚灯の使用など、VMSでは対応できない違反については、取締方法を工夫するなどして対応していきたい。継続 3 違反者に対する行政処分については、事情聴取や聴聞手続き等所定の手続きを踏んだうえで、迅速に行うよう努めているとともに、違反の内容毎に「漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分基準等」に基づき厳正に対処している。継続 4 なお、操業秩序を維持するためには、沖合漁業だけでなく沿岸漁業についても違法操業が必要であり、都道府県による指導・取締りの徹底をお願いする。継続
5③ ③AISの利用普及 <u>AISの利用普及</u>に努めるとともに、AISが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。 継続	【水産庁】 1 AISの利用普及については、 ① 設置漁船に対する漁船保険料の助成 ② 高齢漁業者等を対象に衝突事故防止に資するAISの導入支援 ③ スマートフォンを活用したAISアプリの利用促進等の取組を実施しているところである。継続 2 また、国土交通省を始め関係各省と連携したパンフレットの作成や、全国漁船安全操業推進月間における<u>ポスターによる</u>周知啓発の実施等、AISの普及に向けた指導に努めている。継続 3 これらの取組を通じ、引き続き関係省庁と連携しながら、<u>漁業</u>の安全対策に取り組んでまいりたい。継続 【国土交通省海事局】 AISの設置が義務付けられている漁船については、船員法体系において、操業中を除き、常時作動させることを船長に義務付けており、引き続き、航行中のAISの作動が徹底されるよう周知等を行ってまいります。継続
6 6 海上大規模開発事業の関係者説明 風力発電等の海上の大規模開発事業について、<u>地元のみだけでなく漁場利用等で関係する他都道府県漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明を行うよう開発者を指導すること。</u> 内容変更	【水産庁】 1 現在、国全体として、2050カーボンニュートラルの<u>実現</u>に向け、再生可能エネルギーを推進しており、洋上風力発電設備の設置については、「再エネ海域利用法」(海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律)に基づき、漁業等との調和に配慮しながら進めることとされている。継続 2 同法では、<u>洋上風力発電事業</u>の実施により「漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」が要件の一つとして規定されている。そのため、具体的な案件形成においては、関係漁業者への十分な情報提供や議論を行い、漁業への支障の有無を確認する必要があると考える。継続 3 <u>案件</u>によっては、関係する漁業者が、地元の漁業者に限られない場合もあることは認識しており、関係都道府県に対しては、利害関係のある<u>漁業者をきちんと把握し</u>、その者の意見を丁寧に聴いた上で進めるよう<u>求めているところ</u>、引き続き、経済産業省及び国土交通省(再エネ海域利用法の主務省庁)とも連携して対応してまいりたい。継続

V 漁業法改正後の制度運用について

R7年度提案趣旨

改正漁業法では、TAC魚種の拡大など新たな資源管理措置が図られ、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が必要となります。また対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれ、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱えています。

また、新たな制度の運用にあたり、事務の円滑化や漁獲報告の負担軽減が求められています。

つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。

R7年度提案	回答、状況等
1 改正漁業法施行後の事務の円滑化 ①事務の円滑化 改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、「水産資源の適切な管理」や「漁業秩序の確立」等を推進するため、改めて、国、都道府県及び関係漁業者等の円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。 新たな制度の円滑な運用に当たっては、改正により生じた地域の課題に対して柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。 継続 ②申請、報告システムの構築 システムの構築と運営について、現場の負担を軽減するための技術的・予算的支援を十分に行うこと。特に許可漁業に係る「資源管理の状況等の報告」の円滑な報告体制の構築については、令和7年度以降も漁獲情報デジタル化推進事業を継続するための必要な予算を確保し、漁獲情報のデジタル化の推進を支援すること。 継続	【水産庁】 1 これまでも、漁業法の円滑な運用のため、定期的に都道府県会議を開催し、都道府県担当者の理解を深めるとともに、各地域において漁業協同組合や漁業者等の関係者に対する説明会等を実施してきたところである。 継続 2 円滑な制度運用に向けては、都道府県や関係者の理解と協力が不可欠であることから、今後とも必要な意見交換等を適切に実施するとともに、様々な課題に対して、必要な指導・助言を行ってまいります。 継続 3 また、漁業法に基づく各種の申請や漁獲報告については、<u>漁獲情報デジタル化推進事業等により</u>、関係者の負担が軽減されるよう各種システムの構築を進めてきたところであり、漁獲報告に関しては、都道府県のご尽力により、既に全国500箇所以上の産地市場・漁協等から水揚げ情報を収集する体制が整備され、運営されている状況である。 内容変更 4 <u>引き続き、令和6年</u>3月に公表した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に沿って、国のシステムの整備を進めることにより、現場の事務負担を軽減するデジタル化に取り組んでまいります。 継続 削除 <u>なお、報告体制についてはほぼ構築が済んでいると認識しているが、引き続き都道府県の事情に応じて相談に対応して参りたい。</u>

R7年度提案	回答、状況等
2① 2 新たな資源管理措置等 ①自主的な資源管理の評価 新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している自主的な資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、漁獲量管理に固執せず、自主的な資源管理で対応するよう配慮すること。また、ロードマップ等に表示されているスケジュールにこだわらず、精度の高い資源評価や生態解明、資源量・再生産の分析・評価を行うこと。資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種や、数量管理が困難又は適さないと判断される魚種については、数量管理を行わない<u>など、ステークホルダー会議で丁寧な説明、議論を尽くし、地域の実情に見合った内容で進めること。</u> 内容変更	【水産庁】 1 漁業法に基づく資源管理においては、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)を実現する資源量水準の達成を目標とし、TACによる管理を基本とし<u>つつ、稚魚の生育その他の水産資源の再生産が阻害されることを防止するために必要な場合には、漁業時期又は漁具の制限その他の漁獲可能量による管理以外の手法による管理を合わせて行うものとしている。</u> 内容変更 2 漁業者により行われている自主的管理は、地域の実態に応じて様々な取組が行われているなど重要なものであり、法に基づく資源管理協定として、数量管理との組み合わせにより、より効果的な資源管理措置としていくこととしている。 継続 3 また、現時点で利用可能な最善の科学情報を踏まえ、系群毎に資源評価を実施しており、この結果に基づき資源管理を行っているところであり、新たなTAC資源の拡大は、<u>資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じて推進し、関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、管理の段階的導入(ステップアップ方式)により課題解決を図りながら進めてまいりたい。</u> 内容変更
2② ②TAC対象魚種追加の慎重な議論 TAC対象魚種の追加は漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者の意見を十分に聴き、種々の課題に対する具体的な解決策を示しながら、関係者の理解を得た上で、資源状況、漁業実態、経済価値のみならず対象魚種の放流技術開発状況や休漁補償等の影響緩和策と併せて慎重に議論すること。 また、数量管理が困難もしくは適さないと判断される魚種をTAC対象とすることへの漁業者等の疑問・疑念を真摯に受け止め、<u>ステップアップ期間中に、</u>丁寧に議論し、漁業者の十分な理解を得た上で慎重に進めること。 内容変更	【水産庁】 1 新たなTAC資源の<u>拡大は、資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じて推進し、関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、管理の段階的導入(ステップアップ方式)により課題解決を図りながら進めてまいりたい。</u> 内容変更 2 資源管理は、適切な水準に資源を回復・維持することにより、中長期的に漁獲してもいい量を増やして、漁業者の所得を向上させるために実施するものであり、<u>こうした目標を目指す過程で一定以上の減収が生じるような場合には、適切に資源管理を行う方に対して、漁業収入安定対策事業によりその減収を補填するなどの支援策を講じることで、適切な資源管理の推進と、短期的に生じる収入減への支援の両立を図っている。</u> 内容変更

R7年度提案	回答、状況等
2③ ③漁業経営に配慮した漁獲管理 複数魚種を同時に漁獲する漁法では、魚種ごとに漁獲管理の必要性を十分に検討し、例えば数量管理の対象は主要魚種に限定し、混獲魚種の漁獲の積み上がりにより主要魚種の操業に制限がかからないようにするなど、漁業実態に適した管理手法を示すこと。 資源管理の強化に当たっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するために十分な対策を講じること。 継続	【水産庁】 1 資源ごとにTACを設定し、管理する現在の方法では、魚を選択して獲ることが難しい漁業では、漁獲される資源の中で最も資源状態が悪い資源に合わせた管理になり、過度に非効率な漁業になるリスクがあることは、TAC管理を進めていく上での課題であると認識している。 新規 2 ご指摘の混獲の対応を含め、令和6年3月に策定した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」において、TAC管理を円滑に進めるまでの課題について、各資源の特性や漁業の実態を踏まえて、漁業関係者と協力しながら解決を図ることとしており、TAC管理のステップアップ期間も活用して、資源ごとにどのような工夫が可能かを引き続き検討してまいりたい。 内容変更 V-2②参照
2④ ④地域産業の成長対策の具体化 漁獲量の規制は漁業機会の減少が伴うため、新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。 継続	【水産庁】 1 我が国の漁業を持続的に発展させ、地域全体の産業を成長産業化していくためには、新規就業者の確保とその定着を図り、年齢バランスのとれた就業構造としていくとともに、水産加工業の支援や海業の振興等による漁村の活性化をしていくことが重要である。 継続 2 このため、新規就業対策については、現在、水産庁として就業希望者が経験ゼロからでも漁業に就業できるよう、就業相談会の開催や漁業学校等で学ぶ者への就業準備資金の交付、漁業現場での長期研修等を切れ目なく支援している。 継続 3 また、水産加工業に対しては、地域の水産物を活用して生産・加工・流通業者が連携して行う原材料転換や新商品開発等の「売れるものづくり」に向けた取組を支援している。 継続 4 加えて、水産庁は、高い鮮度の水産物、漁業体験、独自の風景や歴史といった地域資源の価値や魅力を活かした海業を推進し、水産物の消費増進や交流の促進を図ることで、漁村地域の所得向上と雇用機会の確保につなげ、漁村の持続的な発展を目指すこととしている。 そこで、海業の振興に向けた取組として、 ① 漁港において海業に取り組みやすくなるよう、漁港漁場整備法の改正（令和6年4月施行）による漁港施設等活用事業の創設 ② 地域が海業に一歩を踏み出すための立ち上げに必要な実証調査等を支援する海業振興支援事業の創設 ③ 海業振興の先行事例を創出し、広く普及を図っていくため「海業の推進に取り組む地区」の公表（全国86地区）、これらの地区に対して助言や情報提供 ④ 海業振興に取り組む方々に向けた海業振興総合相談窓口（海業振興コンシェルジュ）の設置 等に取り組んでいるところであり、引き続き、海業の全国展開を推進してまいりたい。 内容変更
2⑤ ⑤正確な漁獲量を把握する仕組み TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握し、漁獲報告に遺漏がない仕組みを整えること。 継続	【水産庁】 1 漁獲物が産地市場を通らずに流通する事例については、一義的には漁業者本人からしっかりと報告を行ってもらうことが必要であり、都道府県によっては、電子的に報告するためのアプリケーションを作成し、正確な漁獲量の集計に努めているところである。 継続 2 流通経路については、資源ごとに様々であることから、新しいTAC資源については、「TAC管理のステップアップ」のステップ1の期間において実態を把握し、関係都道府県等と協力しながら、より正確な漁獲量把握の体制整備を進めてまいりたい。 継続

R7年度提案		回答、状況等
2⑥	⑥定置網等の特性に応じた数量管理技術開発 定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。 継続	【水産庁】 1 令和3年度から水産庁補助事業「定置網漁業等における数量管理のための技術開発事業」において、特定の魚種が入網しているかどうかを陸上で確認できるようにする技術や、入網した魚を光で誘導し外に逃がす技術などを開発中である。 継続 2 引き続き、技術の開発を推進するとともに、事業実施団体等を通じて開発した技術の普及に努めてまいりたい。 継続

VI 外国漁船問題等について

R7年度提案趣旨

近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立のための努力が続いていますが、竹島の不法占拠、尖閣諸島に対する不当な干渉等により、我が国の排他的経済水域、暫定水域等において近隣国との大きな問題が続いています。

我が国の排他的経済水域内における韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化しており、中国のサンゴ密漁船や韓国漁船が漁場に放置したサンゴ網やカニかご等の投棄漁具が漁場の荒廃や資源の減少を招くなど極めて大きな問題となっています。

我が国いか釣り漁船が集魚したイカを漁獲するなど外国漁船の違法操業の影響に加えて、スルメイカ資源の減少もあいまって、いか釣り漁船の経営は非常に厳しい状況となっています。

分布域に暫定水域を含む魚種では、関係国が足並みを揃え、漁業秩序の確立と資源管理を行う体制作りがTAC魚種拡大の議論の前に必要との意見が出されています。

外国漁船は、資源管理の必要性を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、悪質な当て逃げ事故、衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。

加えて、北朝鮮による弾道ミサイルは令和4年以降はこれまでにない頻度で発射され、令和5年6月15日に発生した事案においては、ベにずわいがにかご漁業者の操業する海域付近に落下しており、一步間違えれば大惨事となった可能性があります。海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い憤りを感じています。

つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくために、次の事項について要望いたします。

R7年度提案	回答、状況等
1 1 竹島の領有権確立と排他的経済水域の境界画定 竹島の領土権を早急に確立し、排他的経済水域の境界線を画定することにより、暫定水域を撤廃すること。 境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序及び資源管理方を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、民間での合意内容が履行されていない現状を踏まえ、国が調整すること。 内容変更	【水産庁】 1 竹島の領有権についての我が国の立場は一貫しており、竹島問題に関し、国際法にのっとり、平和的に解決するため、適切な外交努力が行われるとともに、排他的経済水域の境界の画定については、外交当局間で交渉の進展が図られるよう、外務省と連携を図ってまいりたい。 継続 2 また、我が国の資源管理への取組効果が減殺されることを防ぐため、関係国間における協議や協力を積極的に推進してまいりたい。 継続 3 漁場交代利用及び海底清掃の問題については、これまでも長年にわたり韓国政府に対し、強い姿勢で問題解決に向けた働きかけを行っている。今後とも、暫定水域における資源管理及び操業秩序の問題の解決に向け、しっかりと取り組んでまいりたい。 内容変更 【外務省】 竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土であり、我が国はこの問題に関し、国際法にのっとり、冷静かつ平和的に解決する考え。 排他的経済水域の境界画定の問題は、我が国の主権的権利等に関わる極めて重要な問題と考えている。 今後とも双方にとって受入れ可能な合意が得られるよう努めていく考え。 <u>暫定水域内の問題については、これまで外務省としても韓国政府に対し、問題解決に向けた働きかけを行っている。今後とも、しっかりと取り組んでいく。</u> 内容変更

2①	2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理 ①日台漁業取決め適用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制 日台漁業取決め適用水域内から、「東経125度30分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、我が国の経済水域内においては、取決め適用水域を除いて台湾漁船の操業を一切認めないこと。 また、先島諸島の南側の水域等、取決め適用水域の拡大については、今後一切、協議の対象としないこと。 継続	【水産庁】 1 日台民間漁業取決めに関し、水域の見直し等の御要望については重く受け止めているが、まずは、操業ルールの適切な実施を確保し、関係漁業者が、台湾漁船とのトラブルなく安心して操業できるよう、全力を尽くしてまいりたい。 継続 2 なお、先島諸島の南側水域など、取決め適用水域の拡大について、台湾側と協議するつもりはない。 継続 【外務省】 日台民間漁業取決めに関し、<u>適用水域に関する御指摘</u>については重く受け止めている。<u>本年(2025年)1月に東京で日台漁業委員会が開催され、2025年漁期の操業ルールについて漁業者の方々も交えて粘り強く交渉を行った結果、日本漁船が操業する水域への台湾漁船の漁具流出を抑止するための台湾側の措置を明確に規定することで一致したと承知。</u>まずは、<u>今回一致した操業ルールが適切に実施され、漁業者の方々の操業の安全が確保されるよう、関係省庁と連携しつつ、全力を尽くしたい。</u> 取決め対象外の水域について、本取決めの対象として協議すべきではないと考えているが、いずれにせよ、政府としては、同委員会での協議等を通じ、操業ルールの適切な実施の確保及び改善が図られるよう、引き続き全力を尽くしたい。 内容変更
2②	②日台漁業取決め適用水域内の安全操業確保と台湾漁船のPI保険加入の義務化 日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めることや操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めることに加え、台湾漁船のPI保険への加入義務化を促すこと。 継続	【水産庁】 1 日台民間漁業取決め適用水域における日本漁船の操業については、操業ルールの必要な見直しと適切な実施の確保により、台湾漁船とのトラブルなく安心して操業できることが重要と認識している。 継続 2 本年<u>1月</u>の日台漁業委員会では、<u>操業ルールが6年ぶりに見直され、八重山北方三角水域の日本漁船が操業する水域への台湾漁船の漁具流出を抑止するための台湾側の措置が明確に規定された。</u> 内容変更 3 今後とも、関係漁業者と十分に意見交換しながら、<u>日本漁船が台湾漁船とのトラブルなく操業できるよう、台湾との協議に取り組んでまいりたい。</u> 継続 【外務省】 VI-2①参照

2③	③韓国漁船の操業規制と日韓	【水産庁】
	暫定水域の操業秩序確立 韓国のはえ縄漁船は、我が国漁船と漁場競合しており、我が国のEEZ内における操業を禁止し、取締強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。 日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。 ベニズワイガニなど分布域に暫定水域を含む魚種では、関係国が足並みを揃え、漁業秩序の確立と資源管理を行う体制作りがTAC魚種拡大の議論の前に必要であることから、日韓関係改善の動きを捉え、漁業秩序確立と実効性のある資源管理体制の確立に向けた協議を進めること。 また、分布域に暫定水域を含む魚種の適切な資源管理のため、両国が連携し、調査を実施する体制を整えること。 継続	1 水産庁では、韓国漁船の違法操業を防止するため、違反が頻発する九州・山陰海域に漁業取締船を配備し、我が国の許可が必要な水域への侵入防止を図っているところであり、引き続き、我が国漁船の安全な操業の確保に努めてまいりたい。 2 暫定水域における資源管理や操業秩序の問題については、これまでも韓国政府に対し、強い姿勢で問題の解決に向けて働きかけているところ。引き続き、しっかりと取り組んでまいりたい。 3 また、海底清掃に係る事業については、今後も暫定水域等において外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい（Ⅵ-4と同旨）。 4 また、分布域に暫定水域を含む魚種について、我が国としても暫定水域を含めた日本海の資源調査を実施してきたところ。資源評価等に関する関係国との連携強化は重要であり、可能なものから取り組んでまいりたい。 【外務省】 現在、日韓漁業協定との関係では、①韓国漁船による違法操業が後を絶たないこと、②日本海のいわゆる北部暫定水域において、韓国漁船がズワイガニ漁場を事実上占拠していることにより、日本漁船が操業できない状況が続いていること等が大きな問題となっている。 このため、2016年7月以降、相互入漁を一時的に中断し、韓国側に強く対応を求めている。 これらの問題の解決を目指して、外務省としても引き続きしっかりと取り組んでいく。 継続
2④	④中国漁船の日中暫定水域	【水産庁】
	やEEZ内の操業秩序確立とサンゴ網対策 中国については、日中暫定水域において我が国の漁船が安心して操業できるよう、中国漁船に操業条件を遵守させ、今後とも一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。 さんご網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中国国内法においても禁止されているさんご網漁業の再発防止、放置されたサンゴ網除去による漁場回復対策の充実、強化をすること。 また、北緯27度以南の海域について、日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。 継続	1 日中暫定措置水域および北緯27度以南水域における中国漁船の操業については、まずは、現行の日中漁業協定の枠組みの下、日中当局間の様々なルートを活用しつつ、問題提起を行い、中国側に適切な対応を求めてまいりたい。なお、北緯27度以南水域については、日中漁業共同委員会の協議対象と位置づけられている。 2 中国さんご船による密漁は根絶すべきものであり、水産庁は中国さんご船船長を令和4年12月に漁業主権法違反で逮捕したところ。引き続き適切な取締りを行ってまいりたい。日中暫定措置水域等で中国さんご船を視認した場合は、中国当局に対して通報の上対処を求める等、さんご船根絶に向けた取組を進めてまいりたい。 また、さんご網の除去など海底清掃に係る事業については、今後も外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい（Ⅵ-4と同旨）。 【外務省】 日中漁業協定に関し、御指摘については重く受け止めており、政府部内でもしかるべく共有したい。頂戴した御意見も踏まえ、漁業者の皆様が安心して持続的に操業が行えるよう、引き続き、日中漁業関係の個別具体的な問題について、二国間当局間のルートを通じてしっかりと対応していく。 継続

25) ⑤対ロシア漁業の操業機会の確保 北海道では、<u>日ソ地先沖合漁業協定</u>をはじめ、ロシア連邦との4漁業協定に基づく漁業が行われているが、<u>その内の1つである「北方四島周辺水域操業枠組協定」</u>に基づく操業は、令和5年1月以降、ロシアが政府間協議に応じないことにより出漁できない状況が続いている。 対ロシア漁業は、漁業生産はもとより、水産加工などの関連産業の裾野も広く、地域経済に大きく貢献する重要な漁業であることから、今後も協定の下での操業機会の確保を強力に推進するとともに、<u>漁業者が希望する操業条件の実現に向けた積極的な外交交渉と国による支援を継続的に</u>行うこと。 内容変更	【水産庁】 1 現在、日ロ関係は全体として厳しい中にあるが、ロシアとの漁業交渉については、我が国の漁業活動に係る権益の維持・確保の観点から、<u>ロシアによるウクライナ侵略以降も、操業機会及び漁業者の要望を踏まえた操業条件等が確保できるよう対応してきたところである。</u> 内容変更 2 ただし、<u>ロシア側に対しては、日本水域においてロシア漁船の操業による影響を受けている日本の漁業者からの要望（ロシア漁船に対する操業規制の強化等）も踏まえて対応する必要があることから、バランスのとれた交渉結果が得られるよう慎重に対応してまいりたい。</u> 内容変更 3 また、ロシア側との4つの協定等のうち、北方四島 周辺水域 操業枠組協定に基づく操業については、<u>ロシアによるウクライナ侵攻以降、ロシア側は協議に応じず、関係漁業者が操業できない状況が続いている。水産庁としては、関係漁業者の操業機会の確保が重要と考えており、操業が早期に再開できるよう、外務省と連携し、引き続き対応を行ってまいる。</u> 新規 4 なお、北方四島周辺水域における我が国漁業者の<u>安全操業に関しては、漁業者の円滑な操業に必要な経費を助成する「北方海域出漁者経営安定支援事業」等</u>を、我が国200海里水域内における我が国漁業者によるロシア系さけ・ますの漁獲に関しては、同資源の保存及び管理について協力するための「さけ・ます漁業協力事業」を引き続き実施している。 内容変更 【外務省】 1 ロシアによるウクライナ侵略を受けて、日露関係は全般的に厳しい状況にあるのは御承知のとおり。他方、日本政府としては、漁業等の実務的な取組については、漁業者の権益、また、我が国の漁業権益を踏まえ、しっかりと継続していく<u>方針</u>。 継続 2 こうした考えの下、ロシアによるウクライナ侵略開始後も、漁業分野の3つの政府間協定及び1つの民間取決めに基づく操業ができるようロシア側とやり取りを重ねてきており、日ソ地先沖合漁業協定、日ソ漁業協力協定、貝殻島昆布協定に基づく操業が実現。 継続 3 他方、残念ながら、北方四島周辺水域操業枠組協定については、ロシア側は我が国の対露制裁を理由に政府間協議に応じおらず、2023年以来操業が実施できていない。<u>枠組協定は、日露間の懸案である北方領土周辺水域における北方領土隣接地域の漁業者による安全操業を実現するものであり、また、地域経済にも貢献してきた。政府としては、こうした点もしっかりと踏まえ、枠組協定の下での操業を早期に再開できるよう、引き続きロシア側に働きかけていく。</u> 内容変更 4 引き続き、漁業者を含む関係者の御要望を踏まえながら、水産庁と連携し、安定的な操業を可能な限り支援していく。 継続
---	---

2⑥	⑥EEZ内におけるロシア大型トロール船による漁具被害の防止 我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を維持、継続すること。 現実的に漁具被害が発生していることから、ロシア船による漁具被害において、被害漁具復旧費の全額補償や加害船特定の有無にかかわらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。 内容変更	【水産庁】 1 漁具被害への漁業者の懸念は十分理解しており、被害を未然に防止するため、日本側からロシア側に四半期ごとに日本の漁業者の漁具設置海域を通報し、ロシア側がロシア漁船への情報伝達及び慎重な操業の指導を徹底する体制を構築している。 継続 削除 ロシア漁船が原因と思われる漁具被害が発生した際には、ロシア側に対し、我が国漁業者の被害状況を説明し、再発防止について申し入れるとともに、 2 2022年以降はロシア漁船が原因と思われる漁具被害に関する情報が寄せられていない状況ではあるが、引き続きこうした取組を継続していく考えである。 継続 削除 ロシア側は、日本水域では慎重な操業を行い、日本側から通報のあった海域では特に慎重な操業を行うよう指導する旨を表明しており、 3 なお、外国漁船による漁具被害が発生した場合には、韓国・中国等外国漁船操業対策事業において、被害漁具の原状復帰のために必要な経費の1/2以内を支援することとしているところ。 継続 【外務省】 ロシア・トロール船に関する日本の漁業者の懸念事項については、日ソ地先沖合漁業協定に基づく交渉において水産庁代表からロシア政府の代表に対して累次にわたり伝達してきている。 漁具の設置位置についても、交渉の結果に基づき、在ロシア大使館及び在ウラジオストク総領事館を通じてロシア側に通報してきているが、引き続き水産庁と連携し、通報体制をしっかりと維持するとともに、漁具被害の防止に努めていきたい。 内容変更
3①	3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保 ①領海及びEEZ内における外国漁船に対する徹底した取締りの実施 サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業、スルメイカの無秩序な漁獲、日本漁船の近くでの操業及び漁場の違法占有等の事案を未然に防ぐため、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻及び人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。 継続	【水産庁】 1 水産庁では、令和元年度から令和3年度にかけて漁業取締船2隻を大型化するとともに2隻を増隻し、計45隻の漁業取締船で監視・取締活動を行っている。 内容変更 2 また、漁業取締船に乗船する漁業監督官等について、令和元年度から本年度までの6か年で、海事職を34名、その他14名を増員するとともに、令和4年4月に漁業取締課内に外国漁船の対応に特化した外国漁船対策室を設置した。 内容変更 3 外国漁船の取締りにあたっては、違法操業を防止するため、違反が頻発する海域・期間に重点的に漁業取締船・取締航空機を配備し、監視・取締活動を行っている。 内容変更 4 特に、大和堆周辺水域の我が国排他的経済水域においては、周年にわたり配備している漁業取締船に加え、我が国いか釣り漁業の漁期が始まる前の5月からは更に漁業取締船等を重点的に配備し、海上保安庁とも連携して対応を行っている。 継続 5 今後とも、漁業取締体制の更なる強化のため、取締船の装備面の強化・充実、漁業監督官の増員等を図り、引き続き、我が国漁業者の安全な操業を確保できるよう努めてまいりたい。 内容変更

		【海上保安庁】 海上保安庁では、<u>我が国の領海及び排他的経済水域において巡視船艇・航空機によるしゅう戒を行い、外国漁船の動静把握に努めるとともに、違法操業を行う外国漁船に対しては、水産庁とも連携し、厳正に対処しております。</u> <u>また、令和4年12月に決定された「海上保安能力強化に関する方針」に基づき、大型巡視船や航空機の増強のほか、必要な要員の確保等を推進しているところであり、外国漁船の監視・取締りに万全を期してまいります。</u> 内容変更
3②	②外国公船や外国漁船の位置動向の監視と漁船や漁業関係機関に対する情報提供 中国公船による我が国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接、周辺で操業する漁船や関係機関へ即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。 継続	【水産庁】 1 中国海警局に所属する船舶が尖閣諸島周辺の我が国領海に侵入し、日本漁船に接近しようとする動きを見せた場合は、日本漁船の安全を確保するため海上保安庁が対応を行っている。また、<u>同事案が発生した際には、外交ルートにおいても、直ちに中国側に厳重に抗議し、再発防止を強く求めている。</u> 2 水産庁は、尖閣諸島周辺水域に漁業取締船を配備し、海上保安庁と連携して<u>同諸島領海内</u>への外国漁船の侵入防止を図っている。なお、取締活動で得られた情報は漁業取締りに関わる情報であるため、直接漁船や関係機関に提供することは困難であるが、水産庁としては、引き続き、関係省庁と連携し、日本漁船の安全が確保されるよう、政府全体として適切に対応してまいりたい。 継続 【海上保安庁】 海上保安庁では、常に尖閣諸島周辺海域に巡視船を配備して<u>領海警備にあたっており、中国海警船への対応にあたっては、相手勢力を上回る巡視船で対応するなど、万全の領海警備体制を確保し、中国海警船が日本漁船へ近づこうとする場合には、日本漁船の周囲に巡視船を配備し、漁船の安全を確保することとしております。</u> <u>また、関係省庁と緊密に連携しながら外国船舶の情報収集等を行い、尖閣諸島周辺を含む我が国周辺海域において漁業者の皆様方の安全を確保するための対策を状況に応じて適切に行ってまいります。</u> 内容変更
3③	③外国漁船等の避泊による地元漁業や環境に対する影響の防止 外国漁船等の我が国海域への避泊に当たっては、台風の接近などの船舶に窮迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入域中の基本ルールの遵守徹底、国による指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。 継続	【水産庁】 1 外国漁船等の<u>我が国の港への避泊にあつては</u>、台風の接近等、荒天又は異常な気象など船舶に急迫した危難がある場合や急病人の発生など人命の安全を<u>確保する必要がある場合等</u>、やむを得ない<u>緊急</u>の場合にのみ、農林水産大臣の寄港の許可が<u>不要となるものであり、それ以外の場合には、寄港許可が必要である旨、強く指導してきたところである。</u> 2 なお、外国漁船に対し、やむを得ず緊急避泊を行わざるを得ない場合には、必ず事前通報を行うよう引き続き指導するとともに、廃棄物の投棄や敷設漁具の損傷等が発生することがないように、外国漁船に対し、基本的ルールの遵守についても要請してまいりたい。 3 また、緊急避泊する外国漁船による漁具被害の軽減・防止等を図るため、監視活動の実施、漁具標識の整備等の支援を行っているところである。 継続 【海上保安庁】 海上保安庁では、海上荒天等を理由に我が国の領海又は内水に入域する外国船舶に対し立入検査を行うなどして、周囲の状況等も総合的に勘案しつつ、緊急入域の要件に該当するかどうかしっかりと確認を行っております。 そのうえで、緊急入域する外国船舶に対しては、事前に錨地に適した海域等必要な情報を提供するとともに、入域場所が他の船舶の航行に支障を及ぼしたり、設置されている漁具に被害を及ぼすおそれがある等適切でない場合は、他の水域に移動するよう指導等しております。 また、緊急入域の要件が消滅した場合には、直ちに領海外に出域するよう指導等を行っております。 引き続き、外国船舶に対し秩序ある緊急入域について指導等を行うとともに、入域海域の秩序維持を図ってまいります。 継続

3④	④北朝鮮のミサイル発射に係る安全確保 北朝鮮のミサイル発射について、<u>令和5年6月</u>には、べにずわいがにかご漁業者の操業する海域付近に落下しており、一步間違えば大惨事となっていた可能性がある。 外交ルート等を通じて根本的な解決を図り、あらゆる手段を講じて阻止すること。また、警戒監視、情報収集を続け、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供し、漁船に搭載されたVMSの位置情報を活用するなど、的確な情報伝達、安全確認体制の構築及び緊急連絡体制の充実など安全確保への一層の強化を図るとともに、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すこと。 万が一、自国漁船が被災した場合の救援救出等について早急に検討すること。	【水産庁】 1 <u>北朝鮮による弾道ミサイルの発射は、関連する安保理決議に違反し、国民の安全に関わる重大な問題であり、政府として、引き続き、必要な情報の収集・分析及び警戒監視に全力を挙げていくとともに、米国及び韓国を始めとする国際社会とも協力しながら、関連する安保理決議の完全な履行を進め、北朝鮮の核・ミサイル計画の完全な廃棄を求めていく考えである。</u> 新規 2 北朝鮮から弾道ミサイルが発射された場合は、内閣官房から送付される発射情報を水産庁から直ちに漁業無線局や都道府県等へ自動転送し、漁業無線局では自動的に音声に変換し漁業無線で漁船へ伝達するシステムを導入しており、さらに水産庁から漁業無線局や都道府県を通じて漁船の安全を確認する作業も行っている。 内容変更 3 水産庁としては、引き続き漁業者の安全確保に万全を期するため、関係省庁と連携して、迅速な安全情報の提供に努めてまいりたい。 その上で、万が一、海上において被害が生じた場合には、巡視船艇等による救助をはじめ、政府一体となって、救命・救助等に全力で取り組むことになる。 内容変更
4	4 投棄漁具等による被害の救済 韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するサンゴ網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、韓国・中国等外国漁船操業対策事業等による対策を充実、強化すること。 海底清掃の実施後も回収しきれない放置漁具が漁場に残っているサンゴ網について、除去技術の開発を図り、回収に努めること。	【外務省】 1 北朝鮮による度重なる弾道ミサイル等の発射は、関連する安保理決議に違反するのみならず、日本、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものであり、断じて容認できない。 継続 2 特に付近を航行する船舶や航空機の安全確保の観点からも極めて問題であり、漁業関係者の安全に対する懸念についても理解。 継続 3 北朝鮮による弾道ミサイル等発射に際しては、その度ごとに北朝鮮側に対して厳重に抗議している。 継続 4 引き続き、米国を始めとする関係国と緊密に連携し、関連する国連安保理決議の完全な履行のための協力を進めていくとともに、必要な情報の収集・分析及び警戒監視に全力を挙げ、漁業関係者を含め、国民の安全・安心の確保に万全を期していく考え。 継続
4	4 投棄漁具等による被害の救済 韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するサンゴ網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、韓国・中国等外国漁船操業対策事業等による対策を充実、強化すること。 海底清掃の実施後も回収しきれない放置漁具が漁場に残っているサンゴ網について、除去技術の開発を図り、回収に努めること。	【水産庁】 1 平成25年度補正予算において、外国漁船の投棄漁具等を回収・処分する取組等を支援するための基金を設置し、韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業による支援を実施しているところであり、令和6年度補正予算により27億円を積み増したところである。また、沖縄漁業基金事業についても、同様の支援が可能となっており、令和6年度補正予算により25億円を積み増したところである。 内容変更：R5韓国中国20億円、R5沖縄15億円 2 今後も暫定水域等において外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額の確保を含め、影響緩和に努めてまいりたい。 継続

VII 海洋性レジャーとの調整等について

R7年度提案趣旨	
海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特に遊漁船やプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されることから、漁業制度や遊漁マナーの啓発、遊漁者の資源利用実態把握と資源管理を行わせる体制整備が求められています。 プレジャーボート等には運行に係る安全性の確保及び漁具への被害の防止が必要であり、利用者に対する保険加入の義務付け、物損被害への補償の充実や、利用者の把握のための組織化が必要です。 操縦免許・船舶検査が不要なミニボート（登録長3m未満、出力1.5kW未満、プロペラによる身体障害防止機構あり）は、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁などを行っており、ミニボートによる海難事故が発生していることから、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。 一方、機動性の高いプレジャーボートや水上オートバイ等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えており、無謀な操船で海難事故が頻発しているところと見られます。 つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。	
R7年度提案	回答、状況等
1① 1 遊漁と漁業の調整 ①遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施 ア 地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。 継続 イ 遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定などの環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。 継続 ウ より手軽に、情報を発信出来る仕組み作りとして、その場でスマホをかざせば海辺の利用に関するマナー（遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所等）についての案内が出るようなアプリ開発と普及を、国が中心となって実施すること。 継続	【水産庁】 1 遊漁のルールやマナーを広く国民に周知するため、水産庁ではHPに「遊漁の部屋」を設けるほか、釣りを含めた遊漁に関するルールの周知、マナーの向上を目指してパンフレットを作成し、釣りの各種イベントや遊漁団体が行う講習会で配布するなど、直接、普及・啓発を行うとともに、遊漁団体や釣りメディア等を通じて呼びかけを行っているところである。 継続 2 また、遊漁者と漁業者のトラブルを防止する取り組み事例の一つとして、静岡県西伊豆町では、「海釣りGO!」というアプリで漁港内釣り場の管理を行っており、その中でルールの周知を行っているような事例もあることは承知している。 継続 3 引き続き、<u>遊漁船業法に基づく協議会の活用を推進するとともに</u>、遊漁団体、釣りメディア等と連携して遊漁のルールやマナーについて効果的な広報ができるよう、<u>努めてまいりたい。</u> 内容変更

1② ②スピアフィッシングに対する規制強化 漁船や小型船舶の航行安全及びスピアフィッシング愛好者の生命の安全確保の観点から、スピアフィッシングの実態把握や組織化を推進するとともに、スピアフィッシング利用者に対し、衝突事故防止のための目印となる標識等の設置を義務付け、<u>各地域のルール順守や安全教育、資源管理意識の醸成など</u>の指導・普及啓発を強化すること。 内容変更	【水産庁】 1 <u>ヤス等を用いて目的物を突き刺して採捕する</u>スピアフィッシングについては、各都道府県で定めている漁業調整規則において、遊漁者等が使用できる漁具・漁法については制限が課されている。 内容変更 2 スピアフィッシングを含む個別の遊漁の取扱いや規制のあり方については、漁業調整規則を所管する各都道府県に<u>相談</u>されたい。また、漁場の使用に関する紛争の防止等の観点から海面利用協議会や委員会指示の活用も可能であるところ、各都道府県の実態に即した対応を検討されたい。 内容変更 3 なお、水産庁においては、遊漁者からの問い合わせに対応するとともに、<u>HPIに「遊漁の部屋」を設けているほか、都道府県の関係法令の遵守等に関する「遊漁のルールとマナー」のパンフレットを作成し配布しているところであり</u>、遊漁団体等とも連携し、釣り教室などにおいて遊漁者への指導や普及啓発に努めているところである。 内容変更
1③ ③遊漁者の資源利用の実態把握 国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者による採捕の実態把握を早急に進めるとともに、漁業者の主要な漁獲対象である魚種について、法整備等により釣獲実績報告を義務化させ、資源利用の実態を把握し、資源評価に活用するなど適確に管理する制度を創設すること。 継続	【水産庁】 1 遊漁に対する資源管理措置の導入が早急に求められているクロマグロについて、プレジャーボートを利用する遊漁者を含む全ての遊漁者に対して、令和3年6月以降、大型魚の採捕報告を義務付けた<u>ほか、令和8年4月から遊漁者や遊漁船・プレジャーボートに対する届出制を導入することとしている。</u> 内容変更 2 クロマグロ以外の魚種については、アプリや遊漁関係団体の自主的取組等を活用した遊漁における採捕量の情報収集の強化など、遊漁者が資源管理に取り組みやすい環境の整備に努めている。 継続 3 漁業におけるTAC管理導入の進展等に応じ、漁業者からは遊漁による採捕量把握や管理強化が強く求められているところであり(マダイ、キンメダイ、ブリ等)、<u>関係者と連携しつつ、採捕量等の情報収集・推計に取り組んでいく必要があると認識している。</u> 内容変更 4 また、遊漁船業法における協議会の仕組みを利用し、地域における遊漁の資源管理に対するルールづくり等を促すとともに、業務主任者に対し、利用者に採捕報告を促すよう協力を求めているところである。 継続 5 なお、遊漁船業と漁業の兼業率は7割<u>程度</u>であることに加え、漁協の中には遊漁船部会が設置されている場合があると認識している。このような既存組織や前述の遊漁船業に関する協議会なども活用して資源管理の重要性や遊漁採捕量把握の必要性、資源の持続的利用のためのルールなどについて意見交換・情報共有を行っていく必要があると考えており、引き続き、都道府県や関係団体と連携して検討していきたい。 継続
1④ ④遊漁者に資源管理を行わせる体制整備 漁業と遊漁の問題は、漁業調整規則と海区漁業調整委員会指示で対処できる採捕行為の問題にとどまらず、資源管理及び沿岸漁場の秩序維持全般に多大な影響を及ぼしている。 漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から、遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進め、全国的な資源管理のルール導入を図ること。 都道府県域を超えて活動する遊漁の特性を踏まえ、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、将来的に全国一律の制度化を検討すること。 継続	【水産庁】 1 遊漁船やプレジャーボートを利用する遊漁者の組織化については、毎年、都道府県遊漁・海面利用業務担当者に対して調査を実施し、実態を把握するとともに、都道府県に対して組織化を促しているところである。 継続 2 また、<u>遊漁船業法における協議会制度については、都道府県知事が当該都道府県の区域内の遊漁船業者、漁業者、漁協等を構成員として組織することができ、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないこととされている。</u>これを有効に活用し、地域の実情に応じた水産資源の管理や理解醸成について努めていただきたい。 内容変更 削除（Ⅶ-1③参照） <u>なお、遊漁船業と漁業の兼業率は7割以上であることに加え、漁協の中には遊漁船部会が設置されている場合があると認識している。このような既存組織や前述の遊漁船業に関する協議会なども活用して資源管理の重要性や遊漁採捕量把握の必要性、資源の持続的利用のためのルールなどについて意見交換、情報共有を行っていく必要があると考えており、引き続き、都道府県や関係団体と連携して検討していきたい。</u>

2①	2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止 ①プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険加入義務化 プレジャーボートの事故発生率は自動車より高いことから、プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化に<u>当た</u>っては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。 さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。 継続	【水産庁】 1 プレジャーボート等は国土交通省が所管しているため、ご要望にある保険加入の義務付けについては、国土交通省にお伝えしたい。 継続 2 なお、日本漁船保険組合においては、漁業者保護の観点から5トン未満のプレジャーボートを対象に、任意保険事業として、プレジャーボート責任保険を取り扱っている。 継続 3 この保険においては、対人のみならず、休漁補償や漁具等の物損被害についても補償の範囲としている。 継続 4 また、同組合では、プレジャーボート責任保険への加入促進のため、全国各地の漁協を介して、プレジャーボート所有者にチラシの配布等を実施しており、今後とも加入隻数の増加に向け、加入促進活動を積極的に展開していくこととしている。 継続
		【国土交通省海事局】 令和6年末の保有台数が約8,300万台、事故発生件数が約29万件の自動車等においては、法律に基づき保険への加入が義務付けられていますが、その補償対象は運転によって人の生命又は身体が害された場合における対人賠償を補償するのみです。 他方、令和6年末のプレジャーボートの保有隻数は約20万隻、海難事故は865件であるところ、年間の事故件数や、自賠責制度の補償の範囲を踏まえると、漁業被害を想定した対物賠償や休漁補償を含む保険加入義務付けの法制化は困難と考えられます。 なお、プレジャーボートには対人賠償、対物賠償、捜索救助費用等が補償内容となっている任意保険があり、これに加入することによって、漁業被害を含む補償を担保することが可能です。 人的・物的被害者保護の観点、マリンレジャーの健全な発展の観点から、保険への加入率の向上は業界全体の課題であると認識しており、国土交通省では関連団体を通じ、販売店に対してプレジャーボート購入者へ<u>保険制度の周知を行うよう</u>指導しております。 今後とも、プレジャーボート保険の加入促進に向けて官民を上げて取り組んでまいります。 内容変更
2	②利用者の組織化によるマナーの周知徹底 法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。 また、無謀な操船や海難事故が頻発している水上オートバイについても、免許取得後、法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、継続的に研修を受講させること。利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。 継続	【水産庁】 1 プレジャーボートや水上オートバイ等の運航に係る安全性の確保については、国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省に伝えることとしたい。 継続 2 プレジャーボート等が漁業の妨げになっているとの指摘を踏まえ、水産庁ホームページにおいて、マリンレジャー関係者に向けた遊漁・海面利用の基本的なルールやマナーの情報に加え、海上保安庁が作成したマリンレジャーの安全啓発のための情報を掲載するなど、周知を図っている。更に、プレジャーボート愛好者等に対する効果的な周知方法等について、マリンレジャー関係団体と意見交換を行っているところである。 継続

3 また、漁港区域内の放置艇の隻数は、令和4年度に水産庁及び国土交通省が実施した全国実態調査において1.8万隻と、前回調査時(平成30年)と比べ約4千隻減少している。

このような中、地域にとって支障となる放置艇については概ね10年程度を目途に解消できるよう、令和6年3月に、水産庁及び国土交通省において「三水域(港湾・河川・漁港)におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性」をとりまとめたところであり、具体的な対策として、

- ① 係留・保管能力の向上
- ② 効果的な規制措置の実施
- ③ 水域管理者等による監督の推進
- ④ 放置艇の新規発生を防ぐ予防的措置の実施
- ⑤ 広域的な対策の推進

を示しているところである。

水産庁としては、今後とも、放置艇に係留・保管するための収容施設の整備や既存施設の有効活用等により、地方自治体の放置艇対策を支援してまいりたい。

継続

【国土交通省海事局】

小型船舶操縦士免許の取得又は更新に際しては、教本や視聴覚教材を用いて、関係法令や規則等を習得させるための教育を行っております。

また、小型船舶操縦者の遵守事項について、地方運輸局等が、関係省庁等と協力して、全国各地のマリーナ等を巡回して違反の取締りを行うとともに、各地で開催されるボートショーなどにおいてリーフレットの配布等による周知啓発に取り組んでおります。

加えて、毎年4月から8月に関係省庁・団体と連携して実施している「小型船舶に対する安全キャンペーン」において、発航前検査の実施や船外機の適切な点検・整備を促すリーフレットを使用して啓発に努めるなど、プレジャーボートの安全確保に向けた取組を行っております。

なお、ミニボートユーザーに対しては、ボートの製造・販売を行っている業界団体に加盟している事業者が販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封し、海上交通ルールの順守等を周知しており、国土交通省としても、HPに「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」のパンフレット及び安全啓発動画を掲載し周知するとともに、各地で開催されるボートショーなどボートユーザーが多く集まるイベント等において安全講習会の実施に協力するなど安全啓発を実施しているところです。

国土交通省としましては、これらの活動を通じて、小型船舶操縦士のマナー向上を図り、漁業関係者とプレジャーボート利用者の共生に引き続き努めて参ります。

継続

小型船舶操縦免許証には5年間の有効期間が設定されており、その更新の際に、関係法令や規則に関する最新の知識等について更新講習を受講させることにより、これらの知識等を継続的に習得させています。これに加え、小型船舶操縦者の遵守事項に違反した者に対しては、違反点数を付与するとともに、安全意識の徹底のための再教育も実施しております。

また、毎年4月から8月に関係省庁・団体と連携して実施している「小型船舶に対する安全キャンペーン」において、水上オートバイに乗る際に遵守すべき事項や船舶番号の適正な表示を促すリーフレットを使用して啓発に努めるなど、一層の安全確保に向けた取組を行っております。

さらに、水上オートバイについては、メーカー直営販売店などで組織化された全国NPO法人パーソナルウォータークラフト安全協会(PWSA)において、ユーザーに対して安全に係る周知啓発活動を実施しており、国土交通省もその活動を促進しているところです。

また、国土交通省においては、ボートユーザーが多く集まる全国のボートショーなどのイベント等において、安全啓発に係る周知活動を実施しているところであり

ます。

国土交通省としましては、これらの取組を通じて、水上オートバイの操縦者に対する周知啓発に努めてまいります。

継続

3① 3 ミニポート等による危険行為の防止 ①安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置 海面利用者相互の安全を確保するため、海面における夜間航行の禁止、航行区域(距離)の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。 安全対策上の制度創設等に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後とも、より一層協力しながら行うこと。 継続	【水産庁】 1 船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省に伝えることとしたい。 継続 2 ミニポート等が漁業の妨げになっているとの指摘を踏まえ、水産庁ホームページにおいて、マリンレジャー関係者に向けた遊漁・海面利用の基本的なルールやマナーの情報に加え、海上保安庁が作成したマリンレジャーの安全啓発のための情報や船舶の安全を所管する国土交通省が「ミニポートの安全対策の実施」を定めている交通安全業務計画を掲載するなど、周知を図っている。更に、プレジャーボート愛好者等に対する効果的な周知方法等について、マリンレジャー関係団体と意見交換を行っているところである。 継続 3 今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。 継続 【国土交通省海事局】 ミニポート(長さ3m 未満かつ機関出力1.5kW 未満)は、低出力・低速で航行できる区域に限られることから、船舶検査及び小型船舶操縦免許が不要で、手軽に楽しめるため我が国マリンレジャーの裾野拡大の一翼を担っており、利用者の安全意識の向上を図るような安全対策を推進しております。 国土交通省では、ミニポートによる海難事故を減少させ安全・安心な利用環境整備を推進することを目的として、学識経験者、業界関係者及び行政機関で構成する委員会において策定した指針を基に作成したマニュアル「ミニポートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び動画をHPに掲載するとともに、業界団体を通じて周知を図っております。(当該マニュアルでは、3m 以上の高さで目印となる旗やレーダー反射板をたてることを推奨しており、メーカーもこれらの装置の取付けを進めております。) また、関係団体はHP に、ミニポート製造事業者は販売時に「ミニポート安全ハンドブック」を掲載・同封するなどの活動を実施しております。(当該マニュアルでは、夜間や暗い未明に出航しないことや、他船に気付いてもらえるよう、ボートに<u>目立</u><u>つ</u>旗を高く掲げておくことを推奨しております。) このような取組みを継続し、今後とも、誰もが安全に安心して海で遊べるための総合的な安全情報を提供できるよう、官民が連携し取り組んでまいります。 継続
3② ②安全講習の義務化と円滑な救難活動のための所有者把握 ミニポート等(SUPを含む)を販売する際に、「操縦や安全性についての講習受講」を義務付けるとともに、インターネット購買者も含めた販売条件とするよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を、早急に検討すること。 海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れがあることから、円滑な救難活動のためにも、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。 継続	【水産庁】 1 船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省に伝えることとしたい。 継続 2 ミニポート等が漁業の妨げになっているとの指摘を踏まえ、水産庁ホームページにおいて、マリンレジャー関係者に向けた遊漁・海面利用の基本的なルールやマナーの情報に加え、海上保安庁が作成したマリンレジャーの安全啓発のための情報や船舶の安全を所管する国土交通省が「ミニポートの安全対策の実施」を定めている交通安全業務計画を掲載するなど、周知を図っている。更に、プレジャーボート愛好者等に対する効果的な周知方法等について、マリンレジャー関係団体と意見交換を行っているところである。 継続 3 今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。 継続

		【国土交通省海事局】 ボートの製造・販売を行っている業界団体に加盟している事業者では、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封して、ミニボートの特性、海上交通ルールの遵守、海難事故予防などについて周知しています。 しかしながら、外国メーカー製の販売やインターネットによる個人売買等を全て把握し、その購入者に対して周知することは困難であることから、業界団体では、ミニボートに関する安全対策等を習得させる目的で、全国の登録小型船舶教習実施機関と連携し、誰でも参加できるミニボート講習会を案内しています。 国土交通省においても、HP に「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び安全啓発動画を掲載し周知するとともに、ミニボートユーザーが多く集まるイベント等において安全講習会の実施に協力するなど安全啓発を実施しているところであり、引き続き、業界団体と連携して安全啓発活動に取り組んで参ります。 継続 漂流したミニボートが、救難活動に支障を及ぼすことがないよう、海上交通のルールやミニボート乗船時の注意事項等を守り、適切に利用して頂くため、国土交通省では、業界団体と連携し、安全啓発活動に取り組んでいます。 漂流しているミニボートの利用者を特定するために、国土交通省では、HP に掲載している「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」において、ミニボートに連絡先を記載しておくことを推奨し、万が一流出した場合に海上保安庁へ連絡することを案内しています。 なお、国による船舶の登録制度については、売買時のトラブルの防止や信用販売の円滑化等を図るほか、放置艇の適正な保管場所への誘導や不法投棄の未然防止のために実施しているものですが、財産価値が低いこと等の理由から、小型で小馬力の船舶などは、対象外としています。 また、ミニボートは、構造・設備に起因する事故は少なく、航行できる水域が限られることから、船舶検査の対象とする必要性は低いと考えています。 いずれにせよ、ミニボートの海難事故の減少に向け引き続き実効性のある対策を検討実施していきたいと考えています。 継続
3③	③ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化 ミニボート利用者に保険加入を義務付けること。法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。 賠償責任保険の強制加入が法制化されるまでは、任意保険への加入促進のため、より実効性のある取組みを強力に推進すること。 日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である、船底がFRP成型されていない推進器付きゴムボートも加入対象とし、ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償する制度を創設するとともに、保険加入率の向上、義務化について検討すること。 継続	【水産庁】 1 ミニボート等は国土交通省が所管しているため、ご要望にある保険加入の義務付けについては、国土交通省にお伝えしたい。 継続 2 日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険は、漁港等に保管又は係留されている5トン未満のプレジャーボートが対象であり、スポーツやレクリエーション用のミニボートは当該責任保険の対象になっている。 継続 3 なお、漁船等と衝突した場合に漁船等の被害が大きならないため、ゴムボートはプレジャーボート責任保険の対象となっていないが、船底がFRP成型されている推進器付きゴムボートについては、漁船等の被害が大きくなる恐れがあるため、漁業者保護の観点から当該責任保険の対象となっているところである。 継続 4 プレジャーボート責任保険は、漁船保険事業の実施に支障のない範囲において、日本漁船保険組合が行う任意保険事業であるため、ご要望にある保険加入対象の拡大については、日本漁船保険組合にお伝えしたい。 継続

【国土交通省海事局】

ミニボートが船体、漁具、積荷などに損害を与えてしまった場合や、定置網や海産物などの漁業用施設に損害を与えてしまった場合等の「対物賠償」や、ボートに乗っている人が落水して見つからず捜索してもらった場合の「捜索救助費用」等については、現行のプレジャーボート保険の制度で対応できると考えております。

また、ミニボートの利用者に対しては、プレジャーボート保険への加入を促すことを含めて安全啓発を行っている（パンフレットの配布等）ところ、今後も保険への加入率向上に向けて取り組んでまいります。

なお、プレジャーボート保険については、様々な損害保険会社等が提供しているところ、「船底がF R P 成型されていない推進器付きゴムボート」を対象としているかは保険商品により異なるため、各保険会社にお尋ねいただければと思います。

継続

令和 8 年度中央要望提案について

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局

1. 東日本ブロック会議での審議

- ・ 令和 7 年 10 月 20 日、全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議が開催され、令和 8 年度中央要望提案について審議される。
- ・ 同会議には本県から茨城海区が出席し、要望項目を説明する。

2. 霞ヶ浦北浦海区の要望内容（案）

- ・ 令和 8 年度中央要望については、霞ヶ浦北浦海区でも、プレジャーボートによる漁具被害等があることから、プレジャーボート対策強化を提案する。
- ・ 要望内容については、既に令和 7 年度の要望として「Ⅶ 2 ①プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険加入義務化」と「Ⅶ 2 ②利用者の組織化によるマナーの周知徹底」が該当することから、これら 2 項目について、霞ヶ浦北浦海区からも強い要望があることを、茨城海区を通じて、同会議で説明する。

【参考】令和 7 年度中央要望提案（抜粋）

Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について

2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止

①プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険加入義務化

プレジャーボートの事故発生率は自動車より高いことから、プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。

②利用者の組織化によるマナーの周知徹底

法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

令和 7 年度 トロール漁業解禁以降の漁模様

水産試験場内水面支場

1 水温の状況

霞ヶ浦の水温は 6 月下旬から上昇し 30℃を超える日が続いた。

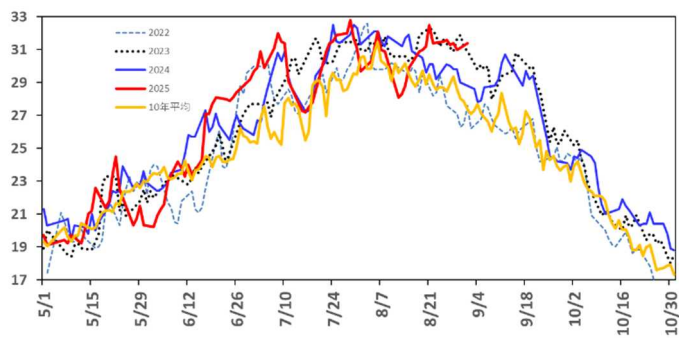


図 1. 霞ヶ浦の水温 （内水支観測栈橋水深 1m）

7 月 15 日前後、8 月 10 日前後に雨が降ったため一時的に水温が 27℃まで下がったものの、8 月末までに 30℃を超えた日が 28 日と令和 5 年に次ぐ日数となっている。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
29℃<	11	23	18	27	16	25	49	41	35
うち30℃<	0	12	12	18	11	10	39	30	28
うち31℃<	0	7	11	11	3	3	22	17	24
うち32℃<	0	1	8	3	0	2	2	5	6
最高水温	29.9	32.5	33	32.3	31.5	32.6	32.3	32.5	32.8

2 シラウオ

【霞ヶ浦】

(1) 漁模様

トロール漁解禁当初から大半がシラウオ狙いの操業となっている。

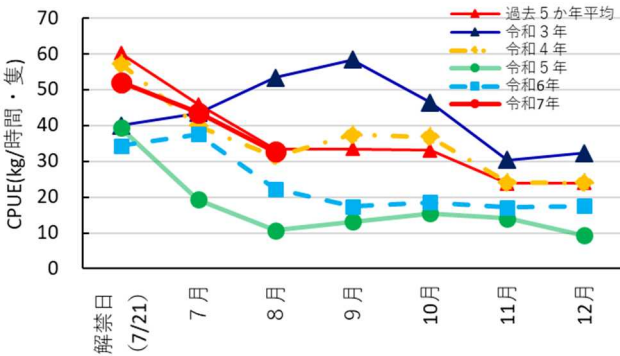
これまでの漁模様は 1 時間 1 隻当たり解禁日で 52kg、7 月平均 43.6kg、8 月 32.7kg で、令和 5、6 年を上回り令和 4 年とほぼ同様の水揚げ状況である。

【操業日誌・聞き取り情報からの集計】

年	1時間1隻あたりの平均漁獲量(kg/h)			
	解禁日(7/21)	7月	8月	9月
R3	40.0	43.4	53.3	58.4
R4	57.2	39.9	31.4	37.4
R5	39.3	19.3	10.7	13.2
R6	34.3	37.6	22.3	17.4
R7	52.1	43.6	32.7	

農林統計漁獲量

	トン
R3	145
R4	142
R5	32
R6	54



※CPUE は漁業者の操業日誌及び聞き取り調査結果から算出

図 2. トロール解禁日からのシラウオの CPUE の推移

(2) サイズ

8 月時点で平均 4 cm 前後とここ数年では大きく、さらに 9 月以降に成長が見込まれる。

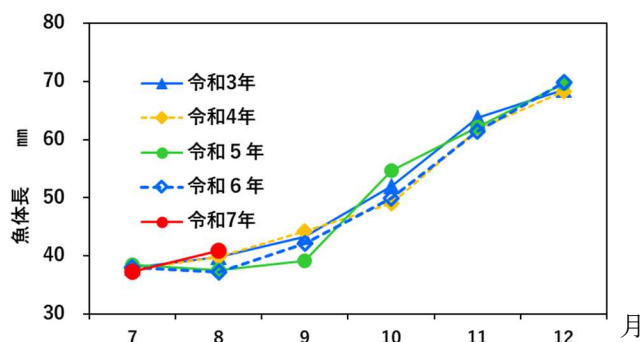


図 3. トロール漁で漁獲されたシラウオのサイズ

【北浦】

解禁後数日は 5～10kg/隻程度漁獲されていたが、7 月末には 2～5kg に減少、8 月以降も同様な傾向である。

3 ワカサギ

ワカサギは、シラウオ曳きの操業で、霞ヶ浦では 100 g ～1kg 程度、北浦では 10～30 尾混じる程度で、昨年よりは若干多いが、資源水準は非常に低い状況にある。

4 テナガエビ

(別紙により説明)

令和 7 年 9 月 19 日
水産試験場内水面支場

令和 7 年度 テナガエビ操業調査の結果について

方 法：沖合域でのエビの出現が早かったため、今年度は試験操業を実施しなかった。そこで、エビ漁の操業開始から 1 週間の漁獲情報を収集し、データを取りまとめた。

実 施 日：令和 7 年 8 月 21 日（木）～ 8 月 28 日（木）

実施場所：湖心、牛渡、高浜入、麻生～浮島

測 定：内水面支場において、頭胸甲長と体重を測定した。

結 果：地点別のテナガエビ採捕重量を図 1 に示した。採捕重量は昨年よりも横ばいまたは増加していたが、全ての地点で豊漁であった R5 年度より低い傾向にあった。

また、地点別のテナガエビの頭胸甲長（CL）組成を図 2 に示した。採捕されたテナガエビの頭胸甲長は最小 2.3mm～最大 10.5mm であった。牛渡では他 3 水域に比べて稚エビの割合が約 10% 高かった。

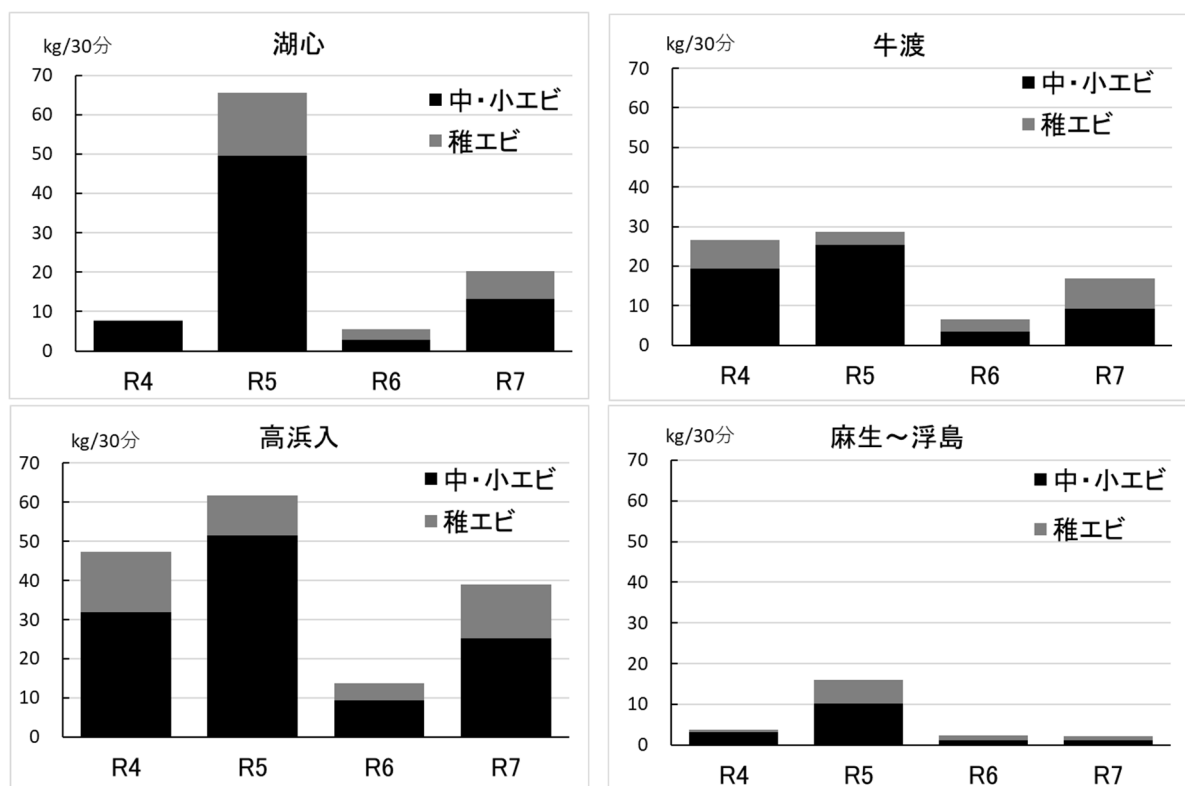


図 1 地点別エビ採捕重量（R4～R7 年度）

※採捕日 R4: 9/7、R5: 8/23、R6: 9/11、R7: 8/21～28

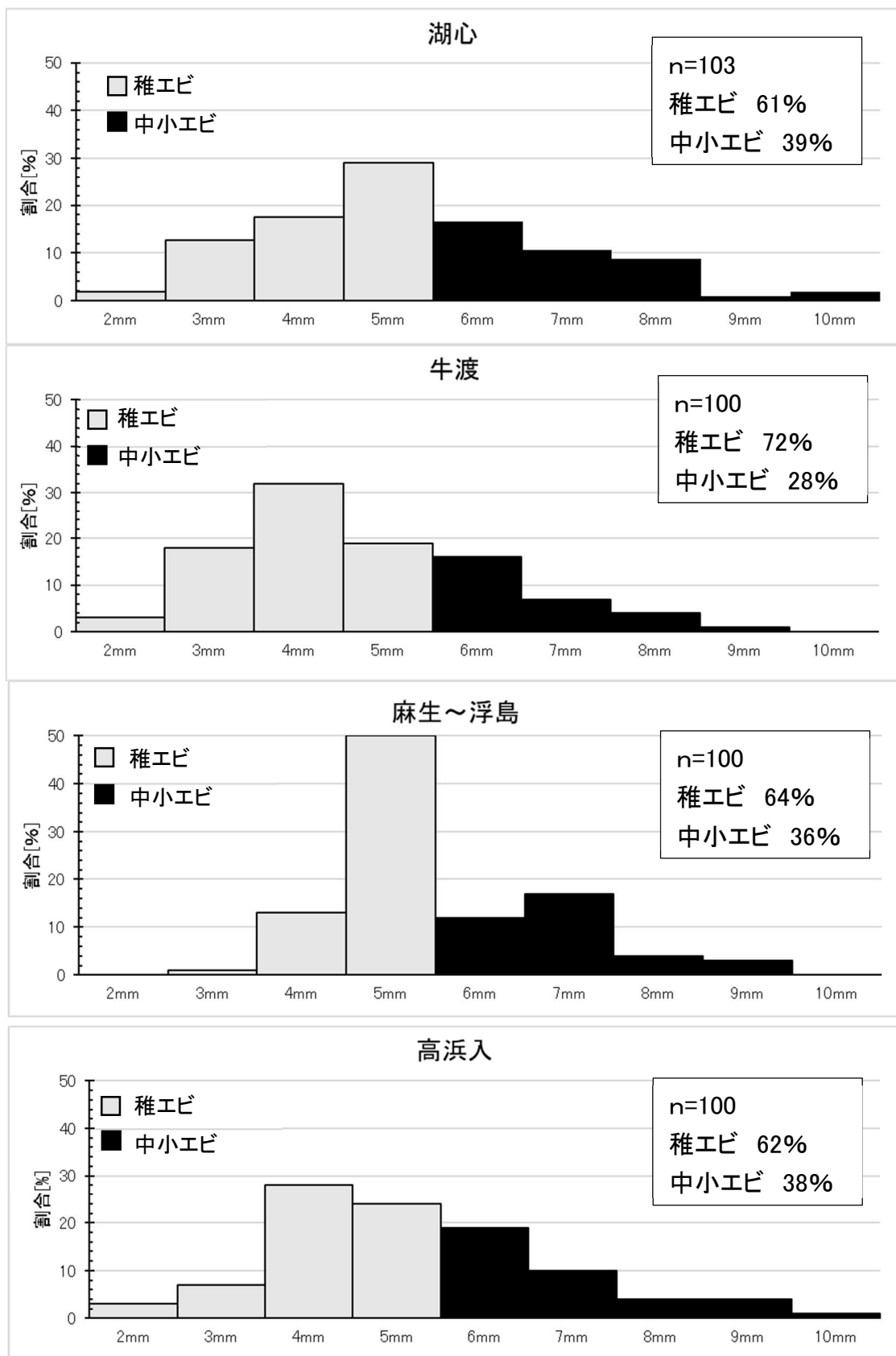


図2 地点別のエビ頭胸甲長組成

＜試験操業の漁獲量と CPUE の比較＞

試験操業の CPUE（1 隻・1 時間あたりの漁獲量 kg）、操業日誌におけるその年のエビ漁最盛期（9～10 月）の平均 CPUE は以下の図 3 のとおり。R7 年度の操業調査結果は著しく不漁であった昨年度の試験操業結果より高く、R4 年度と同程度となった。

図 3 のとおり、9～10 月漁期の CPUE は試験操業 CPUE に比べやや低くなる傾向がみられる。

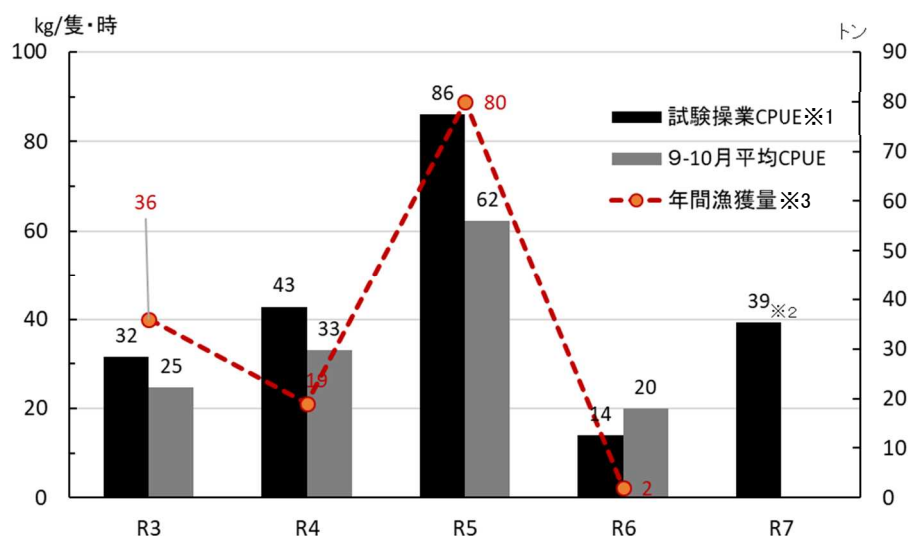


図 3 エビ試験操業と過去の漁模様 (CPUE) の比較

※1 試験操業 CPUE は4地点の平均採捕量から算出

※2 R7 年度は試験操業を実施していないため、操業開始から 1 週間の CPUE をもとに算出した。

※3 R6 年度漁獲量は農統速報値を使用。

＜中・小エビの抱卵率＞

R7 年度の開始 1 週間の操業調査において、4 地点で計測した中小エビのうち、抱卵していたのは全体の 5 % であった (n=142)。このことから、沖合域に生息するテナガエビのほとんどは繁殖に関与していないと推測される。また、過去の 4 地点平均は以下の表のとおり。

表 中小エビの抱卵率の推移

	R3	R4	R5	R6	R7※
抱卵率	10%	2%	9%	0%	5%
測定数(n)	200尾中	200尾中	238尾中	172尾中	142尾中

※R7 年度は試験操業を実施していないため、操業開始から 1 週間で漁獲されたテナガエビの測定データをもとに算出。

R7年度霞ヶ浦ワカサギの飼育試験について
～ワカサギを守り育てるための試み～

水産試験場内水面支場 増養殖部

令和7年9月19日
土浦合同庁舎第1会議室
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

はじめに

< 霞ヶ浦北浦におけるワカサギ資源の現状 >

・ワカサギ資源量は、夏季の高水温等により低水準にある。

→ R7年は7月から8月で延べ28日間、30℃以上の高水温を確認。

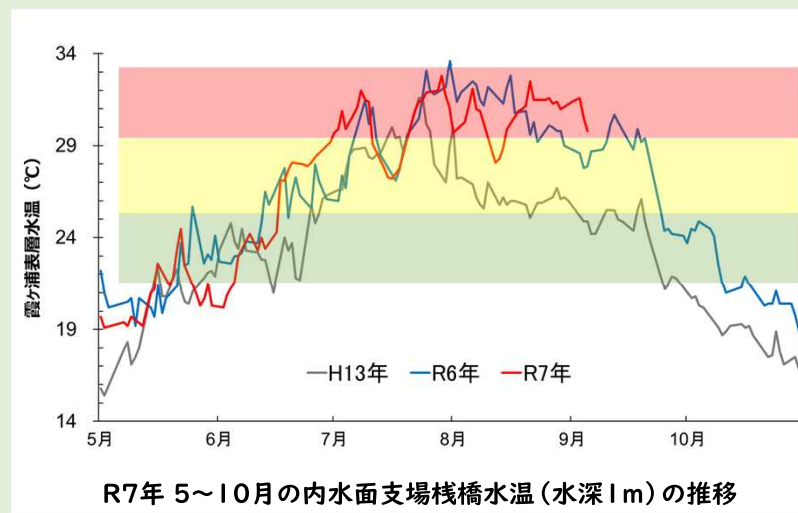
※R6:27日間、R5:34日間、〈参考〉H13:4日間

< 懸念される点 >

・次世代の資源の見通しが不透明。▶▶ 人工採卵に用いる親魚確保が困難。

・ワカサギ卵の移植放流について。▶▶ 地場資源の保護を推奨。

・ワカサギは魚体が弱く、取り扱いが難しい。▶▶ 親魚育成が困難。



R6年度からワカサギ資源を守り育てるため、新たな取り組みに挑戦中!

(参考) 令和6年度の結果

(1) 水産試験場内水面支場における飼育試験

■ 水槽や餌を検討した試験区画では、餓死等により約2週間で仔魚は全滅。

■ 野外の試験区画では、7月までに5cm程度の成魚を推定300尾確認 (生残率約1%)。

→ 8月下旬の採捕で生残魚を確認できず、高水温によるへい死と推定。

(2) 久慈川および那珂川における避難飼育試験

■ 初期餌料の発生や夏季の水温は問題ないことを確認。

■ しかし、R6年11月25日時点で、ワカサギの生息は確認できず。

→ 久慈川：豪雨による濁水や越水によりへい死または流出の可能性が高い。

→ 那珂川：水生昆虫等が多数発生し、食害を受けた可能性が高い。



令和7年度の水産試験場内水面支場における飼育試験

試験の目的

- 水産試験場内水面支場において、ワカサギの飼育が可能かを検討。
 - 夏季の高水温等に対処するため、地下水による飼育、寒冷紗の設置。
 - 飼育が順調ならば、採卵（継代飼育）を検討。

試験の方法

- 霞ヶ浦漁協、きたうら広域漁協から提供された、ワカサギ親魚や受精卵を水産試験場内水面支場へ収容。
 - 漁協や水産試験場内水面支場の水槽内で自然採卵法により、受精卵を採取。
 - R7年度の飼育条件としては、右表の条件を設定した。

育成試験の現状（8月末時点）

- 内水支提供卵数約3万1千粒の内、約1万5千粒が活卵。
 - ①試験区画に約1万粒、②試験区画に約5千粒を収容。
 - 今年は卵質が低く、歩留まりが悪い。
- 試験区画①は7/11時点で生残魚を確認できず、**試験終了**。
 - 6月末まで仔稚魚を確認できたが、飼育密度が低く、摂餌効率が悪かったため、**餓死が疑われる**。
- 試験区画②はふ化後から**順調に生育中**（8月末時点の生残率は約2%）。
 - 地下水使用量の調整および寒冷紗の設置で高水温を回避（約20℃を維持）。
 - 水生昆虫の食害も確認されず。
 - 水温管理に注意しながら、**採卵を見据えて引き続き飼育を継続**。
 - 現在は**約50尾程度生存を確認**。（独）国環研にもサンプル提供、

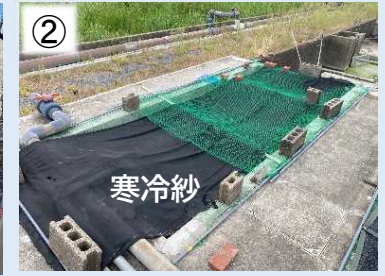
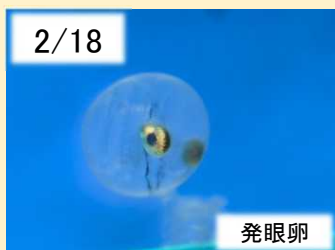
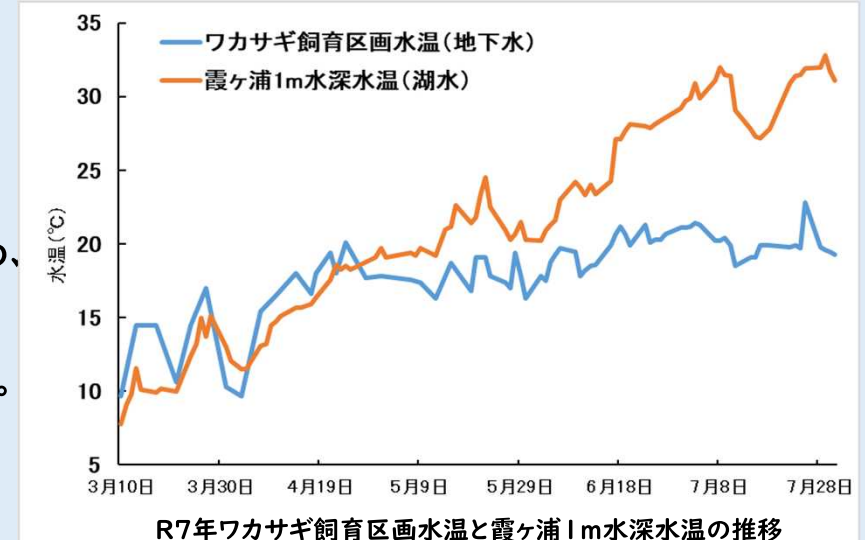


表 野外飼育における条件

試験区画	飼育水	給餌	備考
①	地下水・かけ流し	場内池のろ過物、粉餌 ※ 目合い175μmネットですら通	コンクリート池、粗放的
②	地下水・かけ流し	場内池のろ過物、粉餌 ※ 目合い175μmネットですら通	小規模コンクリート池



※R7年解禁時漁獲サイズ
標準体長:52.7 mm、体重:1.31 g



R6年度～ウナギの飼育試験について ～ウナギ漁獲資源増大に向けた取り組み～

水産試験場内水面支場 増養殖部

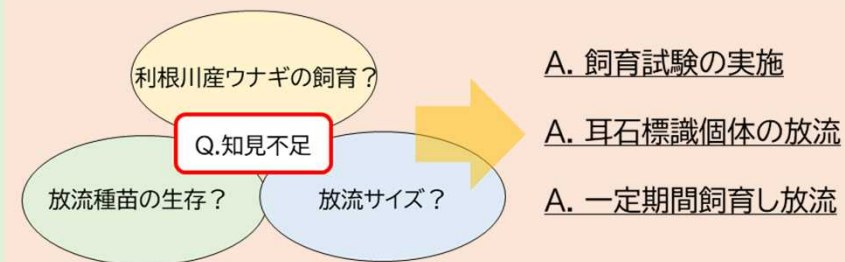
令和7年9月19日
土浦合同庁舎第1会議室
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

はじめに

< ウナギ漁獲資源増大に向けた取り組みに向けて >

- ・近年の夏季高水温を主要因として、ワカサギ漁獲資源が低迷。
- ・高水温耐性のあるウナギが新たな漁業収入源として期待される。

効果的な種苗放流を目指してウナギ飼育試験に着手！



ウナギの飼育状況

ウナギの飼育管理：水温は28℃で維持し、成長差が大きいため、定期的を選別を実施。

2025.2.28 搬入時



2025.5.8 大小に個体を選別



2025.6.18 再選別



餌付け中の様子

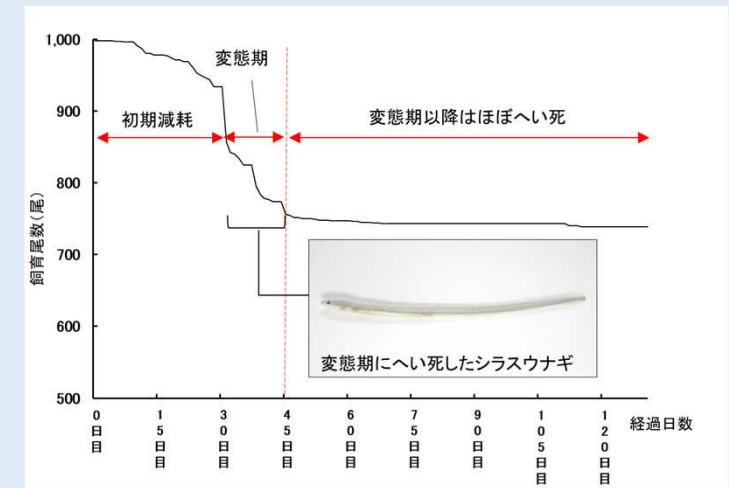


育成ウナギの生残状況

- シラスウナギからクロコウナギに変態するタイミングでへい死が増加。
- 飼育開始から45日目には変態が完了し、以降へい死はほぼない。
- 9月末時点で、743尾(74.5%)が生残。

育成ウナギの成長状況

- 最大個体は飼育開始186日時点で全長372 mm、体重75 gまで成長。



飼育開始後
約60日



飼育開始後
186日



- 育成段階が進むにつれて成長差は拡大。
- 飼育開始から約6ヶ月が経過するころになると、大型は小型の約3倍の体長となった。

今後の予定

- 10月を目途に標識可能個体(魚体重10 g以上)について放流予定。
- 現状の飼育環境下での最大成長をモニタリング。10月時点の上位5%を継続飼育。

